

開会の日時、場所

年月日 平成29年3月10日（金曜日）
開会 午前10時3分
散会 午後5時8分
場所 第3委員会室

建設計画課長 石新 実君

○新垣清涼委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

本委員会の所管事務に係る予算事項の調査についてに係る甲第1号議案、甲第22号議案及び甲第23号議案の予算議案3件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、環境部長及び企業局長の出席を求めております。

まず初めに、環境部長から環境部関係予算の概要について説明を求めます。

大浜浩志環境部長。

○大浜浩志環境部長 環境部所管の平成29年度一般会計予算の概要について、お手元にお配りしております平成29年度当初予算説明資料（抜粋版）に基づいて、御説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

平成29年度の環境部の歳出予算額は、上から5行目にあるとおり、41億2461万6000円で、前年度当初予算額と比較しまして9億2296万8000円、率にして28.8%の増となっております。

その主な要因は、（款）衛生費に係る公共関与事業推進費において、約14億円の事業規模の増となったことによるものであります。

それでは、説明資料の2ページをお開きください。

歳入予算について御説明いたします。

一番下の行の、平成29年度一般会計歳入予算の合計7354億4300万円のうち、環境部に係る歳入予算額は23億7490万5000円で、前年度当初予算額に比べ、7億3949万3000円、率にして45.2%の増となっております。

その主な要因は、（款）県債における公共関与事業推進費の増等によるものであります。

それでは、歳入予算の主な内容について、順を追って御説明いたします。

9、使用料及び手数料3178万5000円の内容は、主に証紙収入で、産業廃棄物関係の許可申請や動物取扱業の登録申請などの各種手続に伴うものであります。

10、国庫支出金12億6412万1000円の内容は国

本日の委員会に付した事件

- 1 甲第1号議案 平成29年度沖縄県一般会計予算（環境部所管分）
- 2 甲第22号議案 平成29年度沖縄県水道事業会計予算
- 3 甲第23号議案 平成29年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 4 予算調査報告書記載内容等について

出席委員

| | | | | |
|------|-------|--------|--|--|
| 委員長 | 新垣清涼君 | | | |
| 副委員長 | 照屋大河君 | | | |
| 委員 | 座波一君 | 具志堅透君 | | |
| | 翁長政俊君 | 仲村未央さん | | |
| | 崎山嗣幸君 | 上原正次君 | | |
| | 赤嶺昇君 | 嘉陽宗儀君 | | |
| | 糸洲朝則君 | 座喜味一幸君 | | |

説明のため出席した者の職、氏名

| | |
|-----------------|---------|
| 環境部長 | 大浜浩志君 |
| 環境企画統括監 | 棚原憲実君 |
| 参事 | 謝名堂聡君 |
| 環境政策課基地環境特別対策室長 | 玉城不二美さん |
| 環境政策課副参事 | 普天間朝好君 |
| 環境保全課長 | 仲宗根一哉君 |
| 環境整備課長 | 松田了君 |
| 自然保護課長 | 金城賢君 |
| 環境再生課長 | 崎洋一君 |
| 企業局長 | 町田優君 |
| 企業企画統括監 | 大村敏久君 |
| 企業技術統括監 | 稲嶺信男君 |
| 参事兼総務企画課長 | 渡嘉敷道夫君 |
| 経理課長 | 上原淳君 |
| 配水管理課長 | 仲村豊君 |

庫補助金で、その主なものは、生物多様性おきなわブランド発信事業やサンゴ礁保全再生地域モデル事業などに係る沖縄振興特別推進交付金の8億6098万5000円及び公共関与事業推進費補助金の3億4000万円であります。

11、財産収入132万円の内容は、環境保全基金及び産業廃棄物税基金の預金利子であります。

12、寄附金60万円の内容は、環境保全事業に係る寄附金であります。

13、繰入金1億997万8000円の内容は、産業廃棄物税基金繰入金であります。

15、諸収入960万1000円の内容は、動物愛護管理センター受託金などあります。

16、県債9億5750万円の内容は、公共関与事業推進費及び自然公園施設整備事業費に係る県債であります。

以上で、歳入予算の概要説明を終わります。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

3ページをお開きください。

款ごとで見ますと、環境部の予算は、4、衛生費からなっております。

4、衛生費のうち環境部に關するものは41億2461万6000円になります。

平成29年度当初予算は、平成28年度と比較して約9億円の増額となっておりますが、主な要因は、公共関与事業推進費が約14億円の増額となっております。

次に、(款)衛生費における主な経費ですが、(目)食品衛生指導費1億5990万円は、動物愛護管理センターの運営等に要する経費であり、(目)環境衛生指導費19億1354万9000円は、廃棄物処理対策に要する経費であります。

また、(目)環境保全総務費5億5915万8000円は、主に環境部職員の給与であり、(目)環境保全費6億8715万8000円は、地球温暖化対策、米軍基地の環境問題対策、大気汚染対策、赤土等流出防止対策、緑化推進に要する経費であり、(目)自然保護費8億485万1000円は、サンゴ礁保全対策、奄美・琉球の世界自然遺産登録の推進、自然公園施設整備、外来種対策などに要する経費であります。

以上で、環境部の一般会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 環境部長の説明は終わりました。

次に、企業局長から企業局関係予算の概要について説明を求めます。

町田優企業局長。

○町田優企業局長 企業局関連の甲第22号議案及び甲第23号議案について、順次御説明申し上げます。

平成29年第1回沖縄県議会(定例会)議案(その1)の64ページをお開きください。

甲第22号議案平成29年度沖縄県水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、給水対象が那覇市ほか22市町村及び1企業団、当年度総給水量が、1億5335万4000立方メートル、1日平均給水量が、42万立方メートルを予定しております。

また、主要な建設改良事業は、99億7625万円を予定しており、その内訳は、導送取水施設整備事業が58億2213万3000円、北谷浄水場施設整備事業が27億2536万5000円、水道広域化施設整備事業が14億2875万2000円となっております。

次に、第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入の水道事業収益は、300億8905万4000円を予定しており、その内訳は、営業収益が170億966万円、営業外収益が129億8212万6000円などとなっております。

支出の水道事業費用は300億3761万4000円を予定しており、その内訳は、営業費用が282億3827万8000円、営業外費用が17億1979万3000円などとなっております。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、65ページになりますが、資本的収入は120億4809万6000円を予定しており、その内訳は、企業債が26億円、国庫補助金が89億8141万3000円などとなっております。

資本的支出は170億3329万4000円を予定しており、その内訳は、建設改良費が127億7896万1000円、企業債償還金が42億1858万1000円などとなっております。

第5条の債務負担行為につきましては、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。

第6条の企業債につきましては、限度額26億円と定めております。

次に、66ページをごらんください。

第10条の他会計からの補助金につきましては、5億8231万4000円を予定しており、これは臨時財政特例債等の元利償還等に充てるため、一般会計から補助金を受け入れることを定めたものであります。

以上で、甲第22号議案の説明を終わります。

続きまして、67ページをごらんください。

甲第23号議案平成29年度沖縄県工業用水道事業会

計予算について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、給水対象が、沖縄電力金武火力発電所など99事業所、当年度総給水量が769万3000立方メートル、1日平均給水量が2万1000立方メートルを予定しております。

また、主要な建設改良事業は7007万9000円を予定しており、その内訳は、久志浄水場施設整備事業、導水施設整備事業であります。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入の工業用水道事業収益は6億9481万6000円を予定しており、その内訳は、営業収益が3億163万円、営業外収益が3億9318万5000円などとなっております。

支出の工業用水道事業費用は6億9473万2000円を予定しており、その内訳は、営業費用が6億7722万2000円、営業外費用が1700万9000円などとなっております。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、68ページになりますが、資本的収入は1億1342万4000円を予定しており、その内訳は、国庫補助金が4735万7000円、他会計補助金が1609万2000円、投資償還金が4997万5000円となっております。

資本的支出は1億2887万5000円を予定しており、その内訳は、建設改良費が8115万4000円、企業債償還金が4772万円などとなっております。

第5条の債務負担行為につきましては、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。

第9条の他会計からの補助金につきましては7540万円を予定しております。

これは、先行投資施設に係る維持経費等に充てるため、一般会計から補助金を受け入れることを定めたものであります。

以上で、甲第23号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項（試行）に従って行うことにいたします。

なお、要調査事項の提起の方法及びその取り扱い等については、昨日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する予算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質

疑を行うよう御協力をお願いいたします。

予算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する予算事項でありますので、十分御留意願います。

なお、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うこととしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

さらに、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を告げてください。

それでは、これより直ちに各予算に対する質疑を行います。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 環境保全対策について、予算費目上は一般会計予算の衛生費の約41億円の中に入っていますので、この中を通して質疑をさせてもらいます。

まず、環境保全対策については、仲井眞前知事が埋立承認時に付した留意事項の2で工事中の環境保全対策について沖縄防衛局に仲井眞前知事が求めておりますので、紹介します。実施計画に基づき環境保全対策、環境監視調査及び事後調査などについて詳細検討し、県と協議を行うこと。なお、詳細検討及び対策等の実施に当たっては、各分野の専門家、有識者から構成される環境監視委員会を設置し、特に外来生物の侵入防止対策、ジュゴン、ウミガメ等海生生物の保護対策実施について、万全を期すこと。また、これらの実施状況について、県及び関係市町村に報告することということで、仲井眞前知事が沖縄防衛局に出しております。保護対策について万全を期すということを求めておりますが、これに対する沖縄防衛局の見解、方向を皆さんが求めたかどうかについて、説明をお願いします。

○大浜浩志環境部長 埋立承認に当たっては、留意事項を付して承認が出されておりますが、その中で工事の施工については、実施設計について事前に県と協議を行うことという形になっているかと思いません。それから、環境保全対策につきましては、実施設計に基づきまして環境保全対策、環境監視調査及び事後調査などについて詳細に県と調整を行うことという形で付されております。平成27年度ごろにはそれに対する協議がなされておりましたが、現段階では中断されておまして、土木建築部ではその協議を再開して、きちんと協議をするようにということと述べているかと思えます。そういう中で、現在、

コンクリートブロック等の投入がされていると聞いておりますので、我々としては、この環境影響評価の中で措置が示されたものにつきまして、履行されているのかということで質問を事業者にさせていただきましたところ、まず、海上の作業時間につきましては、環境影響評価の中でも日の出1時間後から日没1時間前までに作業を行うという環境保全対策をとっておりますが、それにつきましては、休日を除いて午前8時に開始し、午後5時15分までには終了しているという回答を得ております。これにつきましては、そのとおり履行されているかと考えております。それから、ジュゴンやウミガメの監視につきましても、ジュゴン監視警戒システムがきちんと機能しているのかという形で問い合わせたところ、ジュゴン監視警戒システムにつきましては作業を行っており、その内容につきましては追って通知をするということになっております。それから、工事前の環境保全策の実施ですが、現在、工事前に調査をしているという認識でございますが、保全策が多岐にわたっておりますので、相当の時間を要するという回答を得ております。環境部としては、このような調査の結果が出てくると思っておりますので、関係部と連携をしながら、環境保全策の実施の状況について、十分確認していきたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 環境部ですから、外来生物の侵入防止とか、ジュゴン、ウミガメ等の海生生物のことについて特に焦点を当てて聞いているのです。ジュゴンの件について、沖縄防衛局の見解は、ジュゴン監視警戒システムは専門家等の指導、助言を得ながら検討し、海上工事着手までに検証試験を行い、実効性の高いシステムを構築するということですよ。これに対して環境部は、ただ方針だけを示されて、実効性は確認していないということですよ。沖縄防衛局はそう言いながら、そういったことを構築されていない、ただ言い放しではないかと皆さんは意見を述べていますが、それはそのとおりですか。

○大浜浩志環境部長 事前協議の中で資料として提出されてきておりますが、中身について質疑等を行っている段階で中止されたということがございます。ですから、しっかりと内容の確認ができていませんし、今、工事も進めておりますが、その中できちんと対応されているかということについて、環境部としてはまだ確認しておりません。

○崎山嗣幸委員 前段で読み上げた留意事項について、皆さんは沖縄防衛局に万全を期することを求め、

沖縄防衛局は実効性の高いシステムを構築するということを約束したわけです。しかし、皆さんは、意見書で方針だけを示して、実効性が確認されていないことがうやむやにされてもいいかと言っているのです。仲井眞前知事が承認時に留意事項を付して沖縄防衛局に出していることをスルーして—しかも、高いシステムをつくって、ジュゴン、ウミガメを守ると。航空機からの監視システムをつくといいながら、何もされていないということなのか、これからということなのかは明確にしたほうがいいのではないですか。

○大浜浩志環境部長 現在の状況を報告させていただきませんが、事前協議は、あくまでも土木建築部が行っております。我々はジュゴンの監視、それから警戒システム等についてきちんと行っているのか、履行されているのかということ土木建築部を通して聞いておりますが、内容については、まだ我々のところに土木建築部から報告が来ていませんので、来た段階で審査していきたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 土木建築部と言っていますが、どちらにしても、環境保全がネックになって条件を付し、留意事項をつけて仲井眞前知事は承認に踏み切ったわけです。その当時、皆さんの見解も沖縄防衛局は約束したのではないかと。沖縄防衛局はジュゴン、ウミガメ等を航空機から監視することについても、高いシステムをつくって監視するということを言ったわけです。沖縄防衛局は方針だけ示して実効性がないのではないかとということ、土木建築部が言っているのではなく、皆さんが環境を守る立場として批判しているわけです。ですから、それは土木建築部が求めますと言っているのですが、皆さんは言い放しでいいのですか。

○大浜浩志環境部長 ジュゴン監視システムにつきましては、しっかりした調査の方法なり、対策の方法をきちんと示すべきだと考えております。

○崎山嗣幸委員 この件は継続させていただきます。次に、ジュゴンは天然記念物であり絶滅危惧種ありますが、前県政のときから言われているように、辺野古、大浦湾でジュゴンが遊泳をし、生息していることが確認されていることについては御承知だと思います。また、あそこは東村高江、辺野古と連動して、自然環境保全ランクに評価されていることも御承知だと思います。この辺野古、大浦湾でジュゴンが確認されたのは、直近ではいつですか。

○金城賢自然保護課長 ジュゴンについては、過去に環境省でも平成13年度から平成17年度にかけて

ジュゴンの個体や藻場の調査を行っております。その中では、古宇利、名護湾、嘉陽、辺野古、宜野座、金武、知念の6つの海域で広域に行っておりますが、その際に辺野古、宜野座で2頭確認されております。その後、環境省は、古宇利及び嘉陽海域において、はみ跡が多いということで、平成20年度から漁業者によるジュゴンのモニタリングを継続して行っております。ただ、辺野古は入っておりません。直近では、沖縄防衛局が調査をしております、新聞報道等によりますと、キャンプ・シュワブの平成26年水域生物調査報告書では、平成27年1月以降、大浦湾ではジュゴンが確認されていないということ、また、辺野古海域の海草藻場のはみ跡は平成26年8月以降は確認されていないという報道がございます。

○崎山嗣幸委員 平成19年以降、ジュゴンのはみ跡は確認されていないということですか。

○大浜浩志環境部長 ジュゴンのはみ跡につきましては平成26年8月以降、ジュゴンの遊泳等は平成27年の1月以降は確認されていないという報告でございました。

○崎山嗣幸委員 新聞報道では、平成22年に辺野古で遊泳されていることが確認されて、平成24年にジュゴンのはみ跡が発見され、平成23年から平成25年までに沖縄防衛局が35日のうち29日に31回、8割近くジュゴンを確認したという報道なのですが、それは合っていますか。

○金城賢自然保護課長 沖縄防衛局が平成26年の水域生物調査報告書を出しておりますが、その中では、平成23年9月に個体Cが古宇利沖海域で3年7カ月ぶりに……。

○崎山嗣幸委員 先ほど言った、平成27年1月の辺野古、大浦湾のものについてはどうですか。

○大浜浩志環境部長 大浦湾におきまして、平成27年1月に1頭確認されております。

○崎山嗣幸委員 平成27年1月に大浦湾、辺野古崎でジュゴン1頭の遊泳が確認されたということですが、平成27年から工事が着工されて、その後、調査はストップしているということです。ジュゴン、ウミガメ等について支障がないようにと留意事項にもありますが、工事が行われている中で支障がないと言えるのですか。ジュゴンへの対策については、その後、調査はしていませんが、工事による影響はないとお考えですか。

○大浜浩志環境部長 この間、平成28年3月から埋め立ての工事がストップしているという状況で、県としては環境調査も認めなかったということがあり

まして、大浦湾でのジュゴン等や環境調査についても行われてないという状況でございます。そのような状況の中で、現在を含めて、この辺の影響があるかということについてはお答えが難しいと思っております。

○崎山嗣幸委員 次に、環境監視等委員会の役割についてお伺いします。1月31日の第7回の委員会で、汚濁防止膜固定のための大型コンクリートブロック228個の投下に対して、事務方の方法をとればサンゴの影響は防げるということで、全会一致で投下行為を承認したということを経済新聞で見ました。このブロックを投下してもサンゴが傷つかない方法として、沖縄防衛局はどのように示しているのですか。

○大浜浩志環境部長 1月31日に第7回の環境監視等委員会が沖縄防衛局で開催されております。我々はその詳細な内容等を入手しておりませんが、そういう影響がないところに置く必要があると考えておりますので、資料を入手して、しっかりした対策を講じていきたいと考えております。コンクリートブロックを228個投下するというのですが、報告の中ではサンゴの被度が少ない5%未満のところに設置を検討しているということです。

○崎山嗣幸委員 そういうことではなくて、5%未満のところは3カ所で行い、1カ所、5%以上の被度がある長島については後で行うと言っていますよね。そして、台風が来たらフロートを埋めたり、沈めたりするということも言っているのですが、環境監視等委員会が決めたこういう手法でサンゴが傷つかないように守れるのか。県としてはそのとおり理解しているのですか。

○大浜浩志環境部長 サンゴ被度が5%から25%のところ、それから、一部25%がありまして、長島の近辺には設置するという形になっておりますが、今、事前協議で詳細な資料を求めている段階なので、こちらから詳細なことはなかなか言えませんが、その辺の状況をきちんと確認していきたいと思っております。

○崎山嗣幸委員 私が聞いているのは、環境監視等委員会もそういう手法なら守れると言っているのですが、県はどういう見解ですかと聞いているわけです。これから検討しますということですが、皆さんとしても支障はないという見解なのですか。

○大浜浩志環境部長 先ほど申しましたとおり、被度の5%未満のところ、それから、5%から25%のところがあって、そこに汚濁防止膜を張るということですが、被度の少ない5%未満のところ

は直立型のごとくでございます。被度の高いところは懸垂型で下につかないようなものと聞いておりますが、我々は詳細な位置が確認できませんので、今、その辺の詳細な位置を確認しながらやっておりますが、ここは埋め立ての区域ではありませんので、その位置がきちんと守れるかどうか確認しないと、我々の中でもこれでいいのかという回答は難しいと思っております。

○**崎山嗣幸委員** 環境監視等委員は13人ですよね。その中の4人は工事業者から寄附・報酬を受けたと。7人は沖縄防衛局の環境影響評価の評価書補正に関する研究会からの委員だということを新聞報道で見ましたが、委員が業者から寄附・報酬を受けたり、沖縄防衛局側の評価書補正のメンバーであることからすると、明らかに沖縄防衛局寄りになると疑われても仕方ない。中立性が損なわれると思いますが、県はどのような見解をお持ちですか。

○**大浜浩志環境部長** 環境監視等委員会につきましては、事業者である沖縄防衛局が委員を選定し、設置しております。我々は、協議が来たら、県内の専門家や環境影響評価審査会の委員等に意見を聞くとしても、事業者が行った委員の選定について言える立場にはないと考えております。

○**崎山嗣幸委員** 言える立場ではないと言っていますが、環境監視等委員会を設置することは皆さんが求めたのです。委員が公平で環境保全が担保されることを求めるのは当然であり、こういうことを求められないのは残念です。環境監視等委員が2015年3月にお一人やめていますよね。この先生は、この委員会では環境保全はできない、基地づくりが前提で専門家のお墨つきをもらうためだということを主張して辞任したと報道されています。ですから、そういった疑念を持たれてスタートした委員会なのです。そうであるならば、かえって公平性を持って留意事項をしっかりと守ることが環境監視等委員の使命だと思います。部長がおっしゃるように私は関与できませんということではなく、皆さんの求め方としては、それぐらいの疑念があっても留意事項を守らないのではないかと、放置されるのではないかとということがあって、この先生はやめたわけです。そういった環境監視等委員なのです。それを皆さんはコメントできないとか、わからないとかではまずいのではないですか。見解はいかがですか。

○**大浜浩志環境部長** 環境監視等委員会につきましては、きちんとした審査をしていただきたいと思いますと考えており、専門家の意見を十分に聴取できるような委

員会にするべきだと考えております。

○**新垣清涼委員長** 仲村未央委員。

○**仲村未央委員** 先ほど、公共関与の事業費の増でかなり予算がふえているという説明がありましたが、公共関与の施設の進捗とスケジュールを説明していただけますか。

○**松田了環境整備課長** 現在、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の建設に当たりましては、実施設計の最終段階でございます。実施設計が済み次第、種々の許認可業務の手続を行いまして、平成29年度中に工事に着手し、2年間の工事期間を経て平成31年度の供用を目指して工事を進めていきたいと考えております。

○**仲村未央委員** 我々土木環境委員会は、埼玉県公共関与の施設を見してきました。そこで私なりに注目したポイントは、地域の方々との信頼関係—情報公開、共有を継続的に実施するという—to非常に力を入れているということです。沖縄県は公共関与が非常におくれましたし、廃棄物行政はあちこちで逼迫状態が続いてきているということで、私の住む沖縄市もそうですが、地域住民との信頼が相当に損なわれています。そういう中で、公共が行う上では地域との信頼は非常に大事だと思います。向こうでは地元の皆さんと公害防止協定を結んだり、モニター制度として100名ぐらいの規模の地域住民にモニターになってもらい、週1回、状況報告をしていただきながらコミュニケーションをとるというシステムを発足から何十年と続けているとの説明でした。こういったことについては、どのように取り組まれるのですか。

○**松田了環境整備課長** 委員の御指摘のとおり、公共関与による最終処分場の建設に至った背景につきましては、既存の産業廃棄物の処理に関する住民の不安感の増大がありまして、そういうものを払拭するために環境に配慮した安全・安心な最終処分場を建設する必要があるという判断が根底にございます。そのため、名護市安和区を建設予定地として決定するに当たりましては、平成21年度以降、地元住民への説明会や先進地の視察等を行いまして、安全・安心な管理型最終処分場を建設することについて地元の理解を求めてきたところでございます。平成25年度には、条件つきではございますが、地元から同意を得まして今日に至っている状況にございます。県としましては、地元の理解を得つつ、建設、運用することが必要不可欠と認識しておりまして、現在、名護市及び地元の安和区と環境保全協定の締結に向

けた意見交換を行っているところがございます。ただいまの御提言につきましては、埼玉県の状況も詳細に調査をしまして、環境保全協定に盛り込むということをご進めたいと考えております。

○仲村未央委員 協定の締結に向けて動いていらっしゃるということですが、モニターを行うぐらい地域住民が密に一例えば、自分の身近にある排水路がどうなっているか、においはどうか、煙はどうかなど、まさに住んでいる人たちの感覚で通報し、それを煙たがらずにむしろ週1回、車座的なところで意見交換を継続してやり通すことによって、信頼関係はおのずと醸成されるでしょうし、逆に何かあったときに報告がおくれたり、隠そうとすることが少しでもあれば、受け入れたところの負担は非常に重くなると思います。ですから、そのモニターのつくり方や情報公開のあり方については、今までの沖縄県の産業廃棄物行政の経過も含めて、緊張してより先端のところを学んでいくべきではないかと思いますが、いかがお考えですか。

○大浜浩志環境部長 産業廃棄物の処理施設の設置に当たっては、地元の理解を得るということが一番大事なことです。この事業を行う上でもそのようなところに力を傾注して我々は進めてきました。先進地の視察等も行いながら、モニタリングの状況、処理施設と地元の関係、事故が起きたときの対応状況、通常からの監視の状況、また、住民がいつでも中に入って確認できるような状況を住民と一緒に見てきておりますので、そういったことも盛り込みながら、環境保全協定を結んで定期的な報告会を行うと同時に、事故等の対応についてもきちんと記載をしていきたいと思っています。モニタリングの項目や頻度等につきましても盛り込み、搬入する経路なども話し合いながら協定の中に盛り込みたいと考えておまして、現在、名護市、地元の安和区、沖縄県環境整備センター株式会社、県の4者で協議を進めているところがございますので、先進地の状況も踏まえてきちんと協定を結んで実行していきたいと考えております。

○仲村未央委員 産業廃棄物の件に関連してお尋ねしますが、先日のニュースで廃タイヤの代執行を行ったということがありました。県としては初の代執行であるという報道だったと思いますが、その状況について報告をお願いします。

○松田了環境整備課長 西原町の廃タイヤにつきましては、当該、放置をした行為者が海外に輸出する目的で収集しており、平成20年ごろに輸出がストッ

プしたため放置された状況に陥っております。そのため、平成21年度以降、行為者に対して廃棄物処理法に基づく改善命令や措置命令などの行政処分、また、県警察への刑事告発など、行政としてとり得るべきさまざまな手段を講じまして、平成25年度から平成26年度にかけて約2万9000本のタイヤを処理させておりますが、その後、約11万本が放置され続けているという状況でございます。タイヤにたまった雨水等から蚊が発生し、頻繁に苦情が寄せられるなど、生活環境の保全上の支障が生じているという状況でございますので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律一廃棄物処理法第19条の8第1項に基づき、タイヤの撤去・処理について代執行を行うことを決定しております。なお、措置に要した費用につきましては、行為者に対して求償をすることを予定しております。

○仲村未央委員 代執行自体は初めてですか。

○松田了環境整備課長 県が廃棄物関係で行う代執行については初めてでございます。

○仲村未央委員 代執行に至る要件として、沖縄市のごみ山問題を筆頭に、今の事例のように各地域で問題になるような場所を皆さんがどれぐらい把握しているかも聞きたいのですが、今回、西原町の例が要件を満たして代執行に至ったという基準は何だったのでしょうか。

○松田了環境整備課長 廃棄物処理法第19条の8、廃棄物の処理基準に適合しない処理が行われている場合におきまして、生活環境の保全上の支障が生じ、または生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるとき、都道府県知事はみずからその支障の除去等の措置の全部または一部を講ずることができることと定められております。具体的に今回の場合は、措置命令により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、または講ずる見込みがないときと定められておまして、要約しますと、廃棄物の不適正な処理におきまして生活環境の保全上の支障が生じ、または生ずるおそれがあるとき、その改善を命令しても事業者が実施しないときに、都道府県知事がその者にかわって支障の除去の措置を行うことができると定められております。

○仲村未央委員 このような事態の例はほかにありますか。

○松田了環境整備課長 読谷村内で燃え殻が不適正に保管されている事案が1件ございまして、現在、

代執行を視野に必要な調査、指導等を進めているところでございます。

○仲村未央委員 求償をするということですが、それは事前に皆さんの予算の範囲内で対応額を確認して入っていくのか。相手方の求償に応じる体力も見きわめて、うやむやにはさせないと。つまり、措置に応じないということは悪質です。踏み切る上ではその実態があるかどうかも含めて、相手方のコンディションというのも非常に大きく一県民の税金を使うわけですから、予算との兼ね合い、あるいは相手方の体力と対応状況との整理というのは、判定する基準としてどれぐらい影響を与えるものなのでしょうか。

○松田了環境整備課長 今回の事案につきましても、平成20年度当時の積み上げた状態を改善させるために、平成21年度以降、改善の命令等を数次にわたって行っており、さらに措置命令についても数次にわたって行っております。そういう状況で、一部、撤去し改善しておりますが、現状で約11万本と推定される廃タイヤが積み上がっていることにより、周辺の事業者の方々が蚊の被害で非常に困っているということもございまして、代執行を行う判断をしております。代執行につきましても、必要な範囲内で行うことになっておりますので、今回、それを踏まえて事業費を計上しておりますが、基本的に行為者の弁済の可能性の有無を前提に予算措置をすることはしておりません。

○仲村未央委員 ちなみに、今回の西原町のケースでは、幾らの見積もりで代執行に踏み切ったのですか。

○松田了環境整備課長 今、入札の告示をしておりますので、金額については入札後に御報告したいと思います。

○仲村未央委員 それでは、弁済の可能性の有無というのは置いていても、急迫した実態、地域住民に与える環境問題を優先して踏み切るということが今のお答えだろうと思います。沖縄市のことが目下にあるので、あれがなぜ動かないかということには、沖縄市議会も含めて、みんな悩んでいるのです。市との約束もずっと踏み倒しです。ところが、これを県が業者として許可をし、更新していく。会社はつくり変えましたが、実際にはつくり変わった上で、また新規の事業を認定してしまうので、いつまでたっても生き長らえ、皆さんの措置命令が繰り返されるのが、ずっと続くわけです。そうすると、今の西原町の例のように、一発で事業を中止させて、代執

行をしながら求償するという選択もあるのではないかとみんな期待するのです。今の基準からいくと、繰り返し長きにわたって措置命令をして、これを適切だと見なすかどうかというのは、非常に判断が求められるところだと思いますがいかがでしょうか。

○松田了環境整備課長 委員御指摘の事業者につきましては、廃棄物処理法上の処理基準に適合しない状況でございます。これには我々も改善命令を發出して処理を命令し、改善が行われているという状況でございまして、現時点で直ちに代執行をする状況までは至っていないものと認識しております。事業者が改善の措置を行わないという状況が生じた場合には、代執行という措置も検討の俎上に上がってくると考えております。

○仲村未央委員 何十年と言いたくなるぐらい、同じような答弁を聞かされている状況です。いつまでにそれは判断されるのか。いつまでに解決させるつもりで指導しているのか。

○松田了環境整備課長 事業者、沖縄市、県、地元自治会と協定を結んでおりまして、平成33年1月までに標高68メートル以上の廃棄物を処理するという協定書を結んでおりますので、基本的にはその協定書に沿った形で指示をしていくことを考えております。

○仲村未央委員 その件に関して、水質の悪化が周辺のどの範囲まで及んでいるのか、隣のうるま市にも及んでいるのではないかということからも、この間から調査が継続的にされていると思いますが、最新の調査結果はいかがですか。

○松田了環境整備課長 毎年2回、地下水と河川等の調査を行っておりまして、平成28年度は8月4日と11月29日に水質を測定しております。11月の測定の結果、地下水10地点の調査を行っておりまして、地下水からカドミウム3地点、ヒ素5地点、水銀4地点、ホウ素8地点、鉛1地点、フッ素2地点、ベンゼン1地点の基準超過が確認されております。これにつきましては、来週15日に沖縄市、事業者、地元の自治会等と定期的に開催しております協議会で情報を提供する予定にしております。

○仲村未央委員 各分析項目にわたって超過の実態が確認されたということですが、それについて、今、県としてはどれほどの深刻度と認識しているのでしょうか。

○松田了環境整備課長 地下水の調査結果につきましては、平成26年度以降、定期的に行っておりまして、今回の結果で初めて有害物質が基準を超過した

という地点もございますし、これまで確認されていたが今回は確認されなかったという地点もございませので、現時点で一概に水質の悪化が進んでいるかどうかということについては専門家の意見も踏まえた上で検討してまいりたいと思っております。

○仲村未央委員 初めて超過したところはどこで、超過した項目は何ですか。

○松田了環境整備課長 フッ素が2地点、ベンゼンが1地点で新たに超過しております。場所につきましては、手元に資料がありませんので、後で資料を御提供するという対応したいのですが一基本的には処分場の周辺でございます。新規で出たところは、フッ素が処分場の南側と東側の2地点、ベンゼンが同じく東側の1地点、処分場の近傍でございます。

○仲村未央委員 詳しい資料は後でもらえますか。

○松田了環境整備課長 はい。

○仲村未央委員 各項目でそうですが、そもそも処分場由来であると皆さんは見ているのですか。

○松田了環境整備課長 そのように考えております。

○仲村未央委員 フッ素やベンゼンを初め、自然界に超過する値であってはならないものはどれですか。皆さんは処分場由来としておっしゃるので、フッ素とベンゼンは初めて出たということでもあって、そもそも超過するような値で自然界にはないだろうと捉えられる検査項目は何ですか。

○松田了環境整備課長 今回、ベンゼンが超過しておりますが、自然由来の可能性は考えられません。

○仲村未央委員 今の件は、近く住民説明会もあるということではありますが、ぜひ資料で詳しい情報を提供いただきたいと思っております。これほど深刻な状態がずっと続く中で、適正な処分が行われないうまま、当該企業に皆さんが許可を出し続けるということについて整合性がとれているとは私は理解できないのですが、どうですか。

○大浜浩志環境部長 当該事業につきましては、たび重なる監視指導や行政処分を行っているところでございます。その中で、ごみ山が存在していて、その周辺の地下水から環境基準を超過する物質が出ているということで、専門家も含めて処分場からの影響があると我々は認識し、断定しております。それにつきまして報告し、改善を求めています。ごみ山にしる、地下水の問題にしる、我々は保健所も交えて、この2つに重点的に取り組んでおまして、このような状況を来週、地元でも説明し、いろいろな御意見等を伺って対策を講じていくことになろう

かと思いますが、まず、ごみ山の問題を平成33年1月までに改善させることで、進行管理を地元と一緒にしている状況でございます。地下水の問題は喫緊の課題でございますので、これについてはモニタリングを続けておりますが、事業者はくみ上げて負荷を軽減させる措置をとっておりますので、これが十分であるかどうか、我々は、もう一度しっかり検討し、必要があれば事業者に対してきちんと対策をとろうかと思っております。それが履行できないという状況であれば、その次の指導を考えていきたいと思っております。

○仲村未央委員 周辺は農業地域でもあり、自然環境の豊かさも一沖縄市は短期間で調査を行って、新種が100種も出るような地域であり、都市部にあって緑の地帯という部分も兼ね備えた場所です。

皆さんは、地下水の流出はないと確信を持っているのか。現在、サンプルを取っているところもあわせて、きちんと適切な排水の管理がされているところから取っているのか。それとも、これが周辺地域にまで影響をもたらしかねないような状況なのか。

○松田了環境整備課長 周辺の地下水では基準値をオーバーするような状況が確認されておりますが、農業用水として地下水をくみ上げて使用している周辺3カ所にあるファームポンドの水について、現時点で基準を超える値は確認されておられません。

○仲村未央委員 次に移ります。日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定一環境補足協定を結んで以来、何か役に立ったことはありましたか。

○玉城不二美環境政策課基地環境特別対策室長 北部訓練場が平成28年12月22日に返還されましたが、それに先立ちまして、自然環境の現況把握のため、12月15日、16日に環境補足協定に基づく立入調査を行っております。

○仲村未央委員 今はその1件ですか。

○玉城不二美環境政策課基地環境特別対策室長 はい。

○仲村未央委員 文化財調査の妨げになっていることが問題にもなっているのですが、その確認はこれで置いておいて、沖縄市から米軍再編に基づくキャンプ・キンザー倉庫群の移転地における環境調査に

関して環境影響評価条例を適用して環境影響評価を行ってほしいという要請が市長から出されていますよね。この件についての対応状況をお尋ねします。

○普天間朝好環境政策課副参事 嘉手納弾薬庫の知花地区への移設に係る統合計画につきまして、説明会が行われていることは承知しております。環境影響評価条例の対象とならない事業としましても、事業者の責任において環境対策や自主的な環境影響評価を行うなど、適切に環境配慮を行っていただきたいということで、地元自治体や地元住民へ丁寧に説明する責任があると考えております。県としましては、周辺住民の環境問題の懸念を払拭するためには環境配慮が必要だと考えておまして、地元自治体と連携して対応していきたいと考えております。

○仲村未央委員 最後の地元自治体と連携して対応していくというのは、具体的に何をやるのですか。

○普天間朝好環境政策課副参事 統合計画につきましては、事業者の沖縄防衛局を中心として地元との協議会を行っているということでありまして、その場を通じて、これらの環境調査の件につきましては要請をいただいている沖縄市と連携して環境問題の懸念を払拭するための対応をしまいたいと考えております。

○仲村未央委員 サッカー場のこともあって、一旦、基地ができてフェンスで囲われてしまったら、もうわけがわからないのです。サッカー場は返還からかなりたってからの汚染発覚だったので、米軍基地が原因だということを当事者も認めないわけです。民間がやったのではないかということが米軍から出るぐらい、まだてこずっているという状況で、原因者も特定されず、履歴も出てこない。この繰り返しなのです。ですから、移転地とされるところで環境に関して本当に担保できるかということは死活問題で、つくられたら何もないのです。きのう、嘉陽委員からもあったように、米軍にマニュアルをつくらせて、誰が担保するかということです。皆さんは留意事項のもととなる意見の中で、米軍にマニュアルをつくらせて、天然記念物のジュゴンの監視もして、基地内の汚染対策も米軍のマニュアルがつけられることを前提に話していますが、マニュアルがつけられて、その実効性が担保されたためしは一つもないのです。しかも、それを継続的に監視するシステムはありません。日本環境管理基準—J E G S—に関して、皆さんは全くコミットできません。こんな状況の中だから、今、つくる前に協議会の場を通じて意見を言いますといっても、そんなふにやふにやとした感じ

では到底ここが一まさに先ほどの水質問題のあるような場面でも、二重、三重にいろいろなことがその地域をめぐって起こるので、このことに対する要求は非常に強いのです。ですから、事業者アセスメントは当然です。ただ、事業者アセスメントに対して、それが本当に実効性があるかをどう担保していくかということ、県がもっと強い態度で関与できる仕組みをつくるということでこじあけてくれないとどうなるのかと思うのですが、そこは疑問や課題を感じてはいませんか。

○大浜浩志環境部長 普天間飛行場の騒音問題でも航空機騒音の規制措置もきちんと守られないような状況がございます。それから、J E G Sにつきましても、運用実態が明らかにされない。沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会一軍転協を通じて要請はしますが、なかなか出てこないというじくじたる思いがあります。その中で、事業者任せということではありますが、環境影響評価は事業者が行うものがありますので、事業者が行うものについては我々も相談に乗り、審査をして意見も言って、環境保全措置をきちんとさせたいと思っております。ただ、今回の事業につきましては、環境影響評価の対象事業ではないということがあります。そうではありますが、県も地元も環境への懸念がございますので、事前に環境の配慮は必要だろうと考えておまして、先ほど言った協議会が立ち上がっておりますので、その中で沖縄市と連携をしながら沖縄防衛局に環境配慮の調査等を求めていきたいと考えております。その中で、我々は技術的な指導、助言等をしっかり行っていきたいと思っておりますが、その辺が見えるような形でされていくのが重要かと思っております。そこも連携しながらやっていきたいと思っております。

○仲村未央委員 ただ、環境影響評価条例の範疇ではないと言っても、開発面積は40ヘクタールになるので、沖縄市の要望では、移ってこようとする倉庫群の中身を複合施設と捉え、1つの事業所として捉えるのであれば要件に該当させることができるのではないかと考えていますよね。排水を伴う薬品やクリーニング、廃棄物、修理といった、特に水を使うメンテナンス関係が非常に多いということに地域の環境としては戦々恐々なのです。これは40ヘクタールの開発行為にもなりますし、建物は恐らく小規模になると思いますが、それでも条例の面積要件はクリアしないのですか。

○大浜浩志環境部長 条例上の対象事業は、事業種

プラス規模という形になります。道路事業、土地区画整理事業となっておりますが、こういう複合的なものは条例の規定にもございませんし、法令の規定にもございません。しかし、開発面積が40ヘクタールということでは、改変面積が40ヘクタールなのか、改変しない面積がどれだけあるのかということも十分ではないところがあります。そういった問題点がいろいろあるということも含め、複合的なものがどのような環境影響があるかということもまだ見えておりませんので、今後はそういうところも総合的に判断していくことになると思います。いずれにしろ環境の配慮は十分に必要だと思っておりますので、その辺を沖縄防衛局には求めていきたいと思っております。

○仲村未央委員 事業者アセスメントに対して求めていくときに、事業者アセスメントの詳細を知って、ここは確度が弱いのではないかと、環境措置に合理性がないのではないかとということも県は言えるのですか。

○大浜浩志環境部長 自主アセスメントをしてそれが送付されれば、我々はきちんとしたことが言えると思います。これまで、大学院大学でも自主アセスメントを行っていますし、ほかのところもしていますので、そういうものが出れば、専門家の意見を聞き、しっかり審査をして意見を述べていくというスタンスに変わりはありません。

○仲村未央委員 今、部長のお話にもあった環境規制措置については、去る判決では規制措置がありながら全く守られていない。爆音自体は何回やっても違法で、結局は300億円もの賠償を出さざるを得ないと。ところが、賠償は日本が肩がわりして払って、米軍に対しては物も言えない。実際の爆音のありようについては、夜間だろうが朝方だろうが、日本は言えないと。こんなことでは全然解決はしないわけです。環境規制措置については、この間の本会議で見直すような答弁があったような気がしますが、何か見直し要求の作業に入っているのですか。

○大浜浩志環境部長 平成8年に航空機騒音の規制措置を締結しておりますが、依然として午後10時から午前6時までの飛行についてなかなか守られない。原則、運航しないということですが、米軍の所要の行為にはよらないような形になっておりますので、厳格に午後10時から午前6時までは飛ばないこと、軽減していくことが重要かと思っております。昨年9月には在日米軍沖縄調整事務所、在沖米国総領事館、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所にも、特に夜間

の飛行についてきちんと検証してくださいということと、県民の大事な日一慰霊の日などの行事のときは十分配慮してくださいということを要請しております。この辺は守られていない状況でございますので、我々としては粘り強く要請をして、厳格な運用をしてもらいたいと考えております。

○仲村未央委員 それはそのとおりなのですが、この間の中川京貴議員の質疑に対して見直しを求めるといような答弁はありませんでしたか。

○大浜浩志環境部長 これは環境の基準について、夜間騒音などの評価がされておられませんので、夜間の評価も環境基準に入れて改正してくださいということと、低周波音については基準がないので、それについて基準を設けるようにということ一騒音でいうと欧州夜間騒音ガイドラインにおける指標—L n i g h tの部分の環境基準と低周波音の環境基準も要請しているところでございます。

○仲村未央委員 それはいつ要請しますか。

○大浜浩志環境部長 平成26年には行っておりますので、今、確認を行っているところでございます。低周波音については、我々は全国に先駆けて自動測定システムを構築したいということで、平成26年から進めております。この精度を高めてこういう形でできますという資料を環境省へ提出したい。今、低周波音につきましては、マンパワーがどうしても必要だということがありますが、24時間連続的な装置を開発したいと思っておりますので、そういったものも積み上げて国に要請をしていくという段階でございます。

○仲村未央委員 今回の第3次嘉手納爆音訴訟の中で1つ立証されたのは、爆音と血圧の関係、いわゆる公害因子として人体に与える影響が立証されたのです。ただ、難聴はまだ捉えられていません。実際の肌感覚のアンケートや原告にかかわる周辺住民の話では、難聴こそ一番認定してほしい健康被害なのです。これは従来から県に対しても、周辺住民の健康調査や聞き取りを通じて爆音との因果関係を具体的につなげる努力をしてほしいと一初めて血圧との関係は認められましたが、皆さんはこのあたりを調査することはできないのですか。前に調査して以来、相当時間がたっていますよね。いかがですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 健康影響調査に関しては、委員のおっしゃるとおり、平成7年度から平成10年度にかけての4年間、県が実施しております。当時、県内外の専門家による調査委員会を組織して、嘉手納飛行場、普天間飛行場の周辺住民と、基地周

辺以外の住民も対象にして大規模なアンケート調査を実施しております。その調査委員会ではアンケートの集計結果に基づいて、周辺の住民が感じているささと健康との関連を統計学的に調査したものです。我々が航空機騒音を測定しているデータに基づいて、長期間の経年変化を見てみても、急激に騒音レベルが上がっているというわけではなく、基地の航空機の騒音レベルは当時から今まで横ばいできているという認識であります。当時の調査結果は、専門家として非常に権威のある方々で構成されている委員会で調査を行ってきておりますので、今でも非常に有益なものであると認識しております。環境基準がうるささ指数から時間帯補正等価騒音レベル L_{den} に変わりましたが、騒音レベルという見方をすれば、今でも健康と騒音との関係は当時の調査で明らかになっていると判断しております。

○仲村未央委員 その瞬間の騒音はそうかもしれません。分析としては非常に有効かもしれませんが、例えば、そのとき赤ちゃんだった人は二十歳を超えています。騒音レベルが変わっていないとすれば、それを継続的に浴び続けることによる健康への影響というのは調査すべきではありませんか。

○仲宗根一哉環境保全課長 まさしくそういう考えになりますと疫学的な調査が必要になってくるだろうと思います。幼少期から航空基地の周辺で生活されている人たちの個人情報などが必要になってきますが、我々はそういった個人情報を持ち合わせているわけでもありませんし、当然ながら、そういったときは個人情報を守っていくことも必要になってきます。ですから、個人情報をどのように入手していくか、どういった解析が必要になるかというところは、我々でも推しはかることができない部分がありますので、こういったところは疫学調査を専門にされている先生方とも相談しながら、県でどういったことができるのかということは、今後、考えていく必要があると思っております。

○仲村未央委員 疫学的なことも含めて、専門家も継続的にかかわっていらっしゃる方もいますので、その委託も含めて、検討の余地がないかどうか強く要望して終わりたいと思います。

○新垣清涼委員長 上原正次委員。

○上原正次委員 平成29年度歳出予算事項別積算内訳書の34ページ、環境保全行政費の委託料の中の地中熱エネルギー等を活用した省エネ技術の開発・普及事業について、県は地中熱に関しては可能性があると、今回、平成28年度に検証して、委託料が

2600万円ぐらいついているのですが、この委託の内容の説明をお願いします。

○崎洋一環境再生課長 この事業につきましては、沖縄振興特別推進交付金を活用しまして平成28年度から実施しております。平成29年度の予算につきましては2637万2000円でございます。平成28年度につきましては、本島内の3カ所でボーリング調査を実施し、地質の持つ熱特性の調査や地下水などの試験を実施しました。平成29年度からは、そのうちの1カ所に地中熱冷房システムを設置しまして、その効果やコスト、地中への影響などのデータを得る実証試験を予定しております。設置場所につきましては、平成28年度に実施しました地質の持つ熱特性や地下水などの試験結果や施設の利用状況などを勘案しまして年度内に選定する予定であります。現在、調査、分析中でございます。まだ特定はされていません。

○上原正次委員 沖縄県内にこの事業を行う事業者がないということですが、今回、委託する業者は県内、県外を含めて公募する形になるのですか。

○崎洋一環境再生課長 県外につきましては1500件ほど設置事例があるということですが、沖縄県では宮古島市と金武町で2件あると聞いております。2件ではまだ普及している状況ではないと思われまので、今後、県内、県外を含めて公募をかけた上でそういう調査をして普及していくということです。

○上原正次委員 地中熱に関し、普及していく優位性などは県としてどのように考えていますか。

○崎洋一環境再生課長 平成28年度の調査におきましては、これまでデータがなかった部分がございますので、沖縄特有の琉球石灰岩や島尻泥岩土の地質の持つ熱特性などのデータを得るということで進めてまいりました。今後、この地質データや平成28年度の実証を踏まえまして、その結果で費用対効果や沖縄の状況に適した効率的、効果的な地中熱を利用する検証を予定しております。

○上原正次委員 次に、62ページの自然環境保全費、サンゴ礁保全再生地域モデル事業ですが、事業概要についてもう少し詳しく説明をお願いします。

○金城賢自然保護課長 サンゴ礁保全再生地域モデル事業は、平成29年度から実施する事業でございますが、その前に平成22年度から平成28年度までサンゴ礁の保全再生事業を行ってございまして、この事業の中で有性生殖法によるサンゴ種苗の大量生産技術や中間育成技術をほぼ確立いたしました。ただし、地域で普及するにはコスト面、白化対策、地域が継

続してサンゴ礁保全再生活動を行う体制の構築が重要であるという課題がありましたので、平成29年度に実施するサンゴ礁保全再生地域モデル事業では、地域でのサンゴ礁保全再生を推進するため、低コストでのサンゴ種苗の植えつけに係る技術の開発、サンゴの白化対策、人工的に再生されたサンゴ礁の海域生態系への効果等の調査研究を行うことと、地域が継続してサンゴ礁保全再生を行う地域モデルを構築する事業でございます。

○上原正次委員 いろいろな関係団体がサンゴの蘇生のためにいろいろやっていますが、その団体数とどのような団体があるのか。それから、再生のための基金などがあればお聞かせください。

○金城賢自然保護課長 サンゴ礁の保全活動については、いろいろな団体が行っておりますが、サンゴ礁保全再生事業の中では、活動している団体への支援ということで補助をしております。これまで、延べ76団体に支援をしてきたところでございます。

○上原正次委員 サンゴの保全と関連して、オニヒトデ総合対策事業についてお聞きします。環境白書の中で、平成24年度からオニヒトデ対策事業として大量発生のメカニズムを検証するということが載っております、その検証結果などがわかればお聞かせください。

○金城賢自然保護課長 委員からありましたように、平成24年度からオニヒトデ総合対策事業を実施しております。このオニヒトデ総合対策事業の中では、オニヒトデの大量発生の予察の実証や、オニヒトデの大量発生のメカニズムの解明等を行っております。平成25年度に大量発生の予察等の研究をしたところ、恩納村北側で約2年後にオニヒトデが大量発生するという予察ができ、その結果、予察どおり平成27年度に同地域でオニヒトデが大量発生し、1万8000匹が駆除されたということがあります。ただ、こういった予察についてはさらなる研究が必要で、引き続き検証していきたいと思っております。

○上原正次委員 昨年、余り台風が発生しないということで、先島地域、沖縄本島ではサンゴの白化現象がありました。この白化現象が起きたときにオニヒトデの数は減ると思うので、個人的にはその時期に集中的にオニヒトデ対策などをしたら効果があると思うのですが、やはり白化現象が起きたときにはオニヒトデは少なくなるのか、こういったことも調査しているのですか。

○金城賢自然保護課長 オニヒトデはサンゴを餌としているので、白化をしているとオニヒトデも少な

くなります。そのときに集中的にということはあると思います。ただ、オニヒトデもサンゴが少なくなれば移動していくということや、サンゴの白化とオニヒトデの数の関係もまだわかっていませんので、そういったことがわかれば、さらなるオニヒトデの駆除の成果につながるのではないかと考えております。

○上原正次委員 次に、動物愛護に関して、県は殺処分が指標よりも早目に進んでいるということですが、沖縄県は全国でも殺処分数が上位のほうですよ。今回、土木環境委員会では、県内の沖縄県動物愛護管理センターで県の取り組みのお話を聞いて、県外の神奈川県動物保護センターに行きました。平成27年度は殺処分ゼロということ。神奈川県ではボランティアへの補助費として約900万円ついているのですが、沖縄県は、ボランティア活動をしている方々への補助費について、どの程度予算化されていますか。

○金城賢自然保護課長 ボランティアの方への補助について、県では今のところ補助はありませんが、ボランティアについては個人企業などの寄附により運営されていると承知しております。ボランティアの支援のあり方については、委員からありましたように、ボランティアの方や団体との連携は非常に重要だと思いますので、今後、他県の状況も見ながら、関係者の意見等も聞きながら検討していきたいと思っております。

○上原正次委員 県内でもボランティアの方々が一生懸命活動しているというお話は聞いていますのでぜひ予算をつけてください。

県として、殺処分における目標年度はありますか。

○金城賢自然保護課長 県では動物の愛護及び管理に関する法律―動物愛護管理法に基づいて、平成26年度から平成35年度までの沖縄県動物愛護管理推進計画をつくっています。この中で殺処分の目標として一平成24年度の数が6604頭でございました。殺処分の対策はなかなか難しい部分があるので、平成35年度にその約半数の3302頭を目標にしておりましたが、平成27年度が3292頭で目標を達成しております。そこはさまざまな取り組みの効果があると思いますが、まだゼロではありません。この推進計画は5年後に計画を見直すということで平成30年度に見直すのですが、既に達成をしましたので、今年度中に平成30年度までの目標をつくり、平成30年度までに殺処分ゼロに向かってどのように取り組むかということを検討していきたいと思っております。今はこの計画の

目標を達成したという状況でございます。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時21分再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 まず、公共関与の最終処分場について、先ほどでき上がるめども聞いたのですが、地元にはまだ反対等はあるのですか。

○松田了環境整備課長 地元とは平成21年度以降、説明会、先進地視察への御案内、また、地元の区、名護市等と協議会を定期的に開いておりまして、地元の考え方を私どもが十分聞くことができるような体制をとっております。その中で、去る12月にも地元の説明会を開いており、まだアスベストの受け入れ等について心配であるとか、飛散がないかなどの御意見が出ておりましたので、これについてはきちんと説明をしました。アスベストについても、撤去する現場に区長と代表の方を御案内してこのように処理をしていますと。それから、先進地で受け入れの際にはきちんと二重に梱包したものを受け入れて、覆土をきちんとして対応しますということで、懸念の払拭に努めているところです。

○赤嶺昇委員 先進地の事例等も皆さんは見ているということですが、これを進めていくに当たって、先進地のいい事例といいますか、地元が理解できるという部分でいうとどういう事例がありますか。幾つか上げてください。

○松田了環境整備課長 例えば、熊本県等の事例ですと、穴を掘って上に屋根をかけるという被覆型の最終処分場が、騒音や粉じん、あるいは悪臭の問題等で非常に効果的であるということで、そういうものを導入することとしております。それから、アスベストについても受け入れの基準がございますが、基準をきちんと率先して導入している民間の事業者—これは宮崎県にございますが、そういったところの視察にも御案内しているという状況でございます。

○赤嶺昇委員 受け入れた地元にとってのメリットは何ですか。

○松田了環境整備課長 受け入れに当たりまして、例えば、地元の振興策もしてほしいという要望があります。その中で安和区部間の公民館の建てかえがございましたので、我々は地元振興策の一環としまして、建てかえの事業を今年度、来年度の2年間で進めることで対応しております。それ以外も、地元

の要望について可能なところは取り組むこととしておりますし、また、会社で働く方も地元から採用することで、地元の経済活動にも資する形で対応できる部分はやっていこうと思っております。

○赤嶺昇委員 次に、環境マネジメントシステム推進事業ISO14001について、現在の取り組み状況を教えてください。

○崎洋一環境再生課長 県の事務事業としまして、環境配慮を推進するための国際規格ISO14001でございます。これは以前、県で進めておりました。これまでの取り組みとしましては、県職員の環境保全に対する意識向上やエネルギー使用量の削減、環境負荷の低減、省エネによるコスト削減等のいろいろなメリットがありました。それを一定程度の評価が出たということで終わったのですが、再度、平成29年度から認証に向けて取り組もうと思っております。平成29年度は県庁内の講習会や取り組みを説明しまして、同年度中に認証の登録のための審査まで行う予定としております。平成30年度、平成31年度にサーベイランス審査会を行い、平成32年度から更新を続けていく予定でございます。

○赤嶺昇委員 1回、認証を取得しましたよね。今の説明だと認証されていないということですか。

○大浜浩志環境部長 当時は、10年間続けてある一定度の効果が見えたということと、このISO14001にかわる県庁内部の環境保全率先実行計画できちんとできると考えておりましたが、やはり国際規格のISO14001が必要だということで、再度、平成29年度に取得する段取りで進めているところです。

○赤嶺昇委員 平成29年度に取得するというのですが、更新しなかったということですか。

○大浜浩志環境部長 更新せずに、内部での環境保全率先実行計画を進めていました。このISO14001は県庁舎内だけのことですが、環境保全率先実行計画での進行管理は、出先も含めて、県の事業全体でやっており、それで足りるだろうと思っていたのですが、やはり外部の審査があるものがないとなりましたので、再度、取得することで進めております。

○赤嶺昇委員 環境部のホームページには、いかにも取得しているというような表記があるのです。2015年12月17日がそのまま更新日になっていて、ISO14001のシステムや意義についてなど、いろいろ載っており、これははたから見ると取得しているように見られます。例えば、平成17年2月に取得していますよね。そして、平成19年12月に更新、平成23年

1月に更新でとまっています。ですから、更新してそのまま続いているというように見られるので、ここはすぐに直していただきたいと思います。

○大浜浩志環境部長 早速手配します。

○赤嶺昇委員 ほかの部署もそうだと思うのですが、県のホームページ等に表記されている部分については、しばらく更新されていないものがたくさんあるので、早急に全部見直してもらいたいと思っています。昔のまま、とまったものがたくさんあるので、県民に情報提供することからすると非常に勘違いされるので、皆さんだけではないと思いますが、少なくとも環境部は全部やっていただきたいと思っています。

○大浜浩志環境部長 環境部のものにつきましては早速全部点検しますが、知事公室にもきちんと伝えておきたいと思っています。

○赤嶺昇委員 ぜひお願いしたいと思っています。

次に、50ページに在沖米軍基地に対する基地公害の調査及び監視に要する経費がありますが、この事業概要について説明をお願いします。

○仲宗根一哉環境保全課長 基地公害対策費の事業内容について、事業の一つとして基地排水水質等監視調査費がございまして、これは米軍基地からの排水を年間通して調査するもので、県単独事業がこの中の207万3000円です。もう一つ、同じようなタイトルで基地排水水質等監視調査費がございまして、これは環境省からの委託事業となっておりまして、国庫10分の10で380万3000円がございまして、国庫補助事業の委託事業の場合は、例えば、基地内の下水処理場などの排水、あるいは周辺の公共用水域及び地下水等の調査を行っております。県単独事業は、同じく基地周辺の公共用水や地下水を調査するのですが、そのほかに底質や魚類、それから、ダイオキシン類について水質等の監視を行っております。もう一つ、米軍基地騒音監視調査費がございまして、これは御存じのように、嘉手納飛行場周辺と普天間飛行場周辺に航空機騒音の測定局を設置しており、県のほかに市町村が設置している箇所もございまして、市町村とも協力しながら米軍基地からの騒音を常時監視し、年間を通して測定し、報告書を作成しております。これについては、環境基準を超えている箇所が何カ所もございまして、従来、これを取りまとめて、国、それから米軍関係者に航空機騒音軽減の要請を毎年行っているところです。もう一つ、航空機騒音低周波音広域測定事業がございまして、これは普天間飛行場にオスプレイが配備されて以降、普天間飛行

場周辺では広域にわたって騒音の苦情が多く寄せられているということがありまして、県としましては市町村と調整し、従来の測定局とは別に全体で30カ所の騒音の測定を行っております。それと同時に、低周波音についても、平成26年度から事業を行い、マンパワーで測定してきたのですが、平成27年度に自動の観測機を導入しております。平成28年度からは、飛んでいる航空機が特定できるように、画像が撮れる装置も追加で設置しており、次年度以降も自動監視を続けていく予定です。低周波音につきましては、今のところ環境基準や規制基準はございませぬが、我々としてはこういったデータを集積して、国に対して環境基準の設定等について検討する材料として提供していきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 予算4551万5000円のうち、一般財源—いわゆる県の持ち出しは幾らですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 一般財源はトータルで3232万2000円となっております。

○赤嶺昇委員 基地あるがゆえの調査を何で一般財源から出さないといけないのですか。私は割合がおかしいのではないかと思います。10分の10ぐらい求めてもいいのではないかと思います。国との調整はどうなっていますか。

○仲宗根一哉環境保全課長 基地排水については、従来から県単独事業分で行っていて、国庫補助事業分とは基地の中と外で切り分けており、基地の外に関しては県単独事業で調査を行っているということです。もう一つ、航空機の騒音の監視については、我々が環境基準を設定するに当たって、類型の当てはめを嘉手納飛行場と普天間飛行場で行っています。これは法定受託事務で、都道府県が行うべきものとなっております。監視については県も市町村も測定局を持って行っていますが、環境基本法の中で、県は広域的な取り組みを行うべきという位置づけがありますので、取りまとめているということもございまして、

○赤嶺昇委員 これは全部、基地あるがゆえの予算でしょう。ですから、基地の中だろうと外だろうと、基地がなければそういう予算はかからないわけです。それを明確にして、県の持ち分を削っていく努力をするべきだと思いますが、部長、いかがですか。

○大浜浩志環境部長 課長から答弁させていただきましたが、国が行っているものは基地の中の排水で、外側は県が行っているということで今までできております。委員おっしゃるとおり、これも基地あるがゆえのものであると思いますので、我々も問題視して

議論をしておりますので、今後とも、今ありましたことも含めて環境省、外務省とも情報交換しながら一我々は事あるごとに求めていたのですが、再度、強く検討していきたいと思っております。

○赤嶺昇委員 出すことがなれているように見えるので、そうではなく、そういう予算は国から出してほしいということを明確に求めていかないと改善されないと思います。

次に、犬・猫殺処分について、先ほど上原委員に対する答弁の中で、目標が5年ごとということですが、目標をつくるまでにあと1年かかるということですか。

○金城賢自然保護課長 今の計画は平成26年度に作成されまして、基本的に平成35年度までの10年間の計画になっております。平成26年度の数値を基本にして、目標は平成35年度です。しかし、平成27年度で目標を達成しましたので、それをずっと目標とするわけにはいきません。この計画は最初の5年目に見直すということですが、これは殺処分の数だけではなく、施策全体の見直しがありますので、そういったことを踏まえながら平成30年度の暫定的な数字を位置づけて、計画の最終的な数字は平成30年度までにいろいろな取り組み等の状況を見ながら立てていこうと考えております。

○赤嶺昇委員 知事公約との関係はどうなっていますか。

○金城賢自然保護課長 平成30年度の暫定的な計画は、今年度中に策定をするということで作業をしておりますが、知事の公約では殺処分ゼロを目指すということになっております。ですから、それに向けて数字は検討していきたいと思いますが、そういった数字になるかどうかはこれから検討しないといけない部分もあるかと思っております。

○赤嶺昇委員 皆さんの計画はいいと思います。ただ、知事が公約して当選されて、今から検討しますということですが、4年間の任期の中で公約の達成に向けて進めるのが普通ではないですか。皆さんのもともとの計画の説明はいただいています、これは本会議でも何回か言っています。4年間の任期の中で皆さんは計画を立ててやってきたかということを知りたいのです。

○金城賢自然保護課長 我々も平成26年度の計画策定のときに殺処分ゼロを目指すということで、数値としては先ほどの数値になっているのですが、計画を5年後に見直すことや知事の公約もごさいます。この間に平成35年度の計画を達成したということも

含めて、さらに殺処分ゼロを目指す施策にどのように取り組むべきかという全体を平成29年度を中心に考えていきたいということでごさいます。

○赤嶺昇委員 意味がわかりません。5年後の見直し計画は理解しますが、知事の公約を中心とした取り組みはされてきていないのですかと。目標より早く達成したということですが、知事の任期は来年12月までです。どうするのですか。

○棚原憲実環境企画統括監 知事の公約で犬・猫の殺処分ゼロを目指すということがありますが、全国でも数年でゼロを達成するところは正直ありません。ですから、知事の公約としましてはゼロを目指して毎年削減を図っていくということで理解しております、そのための計画を平成26年度に策定し、目標達成に向けて強力で進めているという状況です。全国でも、例えば、2000頭ぐらまで少なくなった後にゼロになるのに非常に時間を要しているという事情があります。それは何かというと、やはり飼い主のモラルなどを全体的に引き上げていかないと殺処分される動物はゼロにならないということがあります。そういう普及啓発も並行していかないといけないので、その目標達成にはある程度の時間を要すると考えております。

○赤嶺昇委員 午前中の答弁はそれに触れないで、予定より早く達成できたと。これからまた見直しをするという答弁をしたので、今のような説明であればまだわかるのですが、少なくともそこに向かっていくという部分は持つべきだと思います。いかがですか。

○謝名堂聡環境部参事 当計画につきましては、計画を立てた時点で半減を目指す表記されておりましたが、知事がかわった段階で、数字自体ではなく、文面の中に殺処分ゼロを目指すという中身の変更はしております。ただし、数字については、なかなか急にはまいりませんので、その中間で改めて総合的に今まで行っている対策は殺処分ゼロのためにいろいろな施策が展開されておりますので、それらを含めて総合的に見てゼロを目指すということにしたいと思います。ただし、先ほども申しましたように、途中までの間の数字を新たなものとして今年度設定をするということでごさいます。

○赤嶺昇委員 それをしっかりと意識して、2000頭以下は難しいということがあるにしても、それに基づいて動いているということであればいいのですが、全く無視しているのかというのが今までの感覚だったのです。そこはしっかりといつでも説明できるよ

うにしてもらいたいと思っています。

次に、温室効果ガスの県の状況、他府県との比較についてお聞かせください。

○**崎洋一環境再生課長** 温室効果ガスの排出につきまして、直近のデータでございますが、平成26年度の速報値では1297万6000トンでございます。県の削減目標につきましては、平成32年度までに平成12年度の排出量1224万3000トンと同レベルまで削減していくこととしております。環境省が平成27年度に調査した結果によりますと、排出量が把握されている40都道府県中沖縄県は27番目となっております。

○**赤嶺昇委員** 今、取り組みは順調に進んでいますか。

○**崎洋一環境再生課長** 少しずつですが、ここ数年は減ってきております。

○**赤嶺昇委員** 次に、低炭素エネルギーの利用促進における自動車のバイオ燃料の導入や電気自動車、ハイブリッド車などの県内の実態について、お聞かせ願えますか。

○**崎洋一環境再生課長** 県内全体の保有台数は、平成28年3月末で108万8509台です。そのうちハイブリッド車が4万8120台、4.4%です。電気自動車が545台、0.05%です。

○**赤嶺昇委員** これは県の施策にも載っているのですが、例えば、公用車は全部そのようになっていますか。

○**崎洋一環境再生課長** 県庁の全保有台数は、リースも含めて1959台でございます。そのうち電気自動車が8台、ハイブリッド車が38台です。

○**赤嶺昇委員** 多少高いということもあるかもしれませんが、この辺は県が率先して、特に環境部あたりからそれを進めていくということは大事なことだと思うのですが、いかがですか。

○**大浜浩志環境部長** 今まで県議会の中でも言われていて、ようやく環境部も一昨年から購入するようになって、今、8台を保有しております。県庁はグリーン購入を行っておりますので、その中で飛躍的にできるように総務部とも調整をしていきます。県が率先してやる気、態度を見せるのは大事だと思いますし、また、沖縄県は車社会で、車に対する依存が高く、CO₂の排出量が多いということもございますので、そういう意味では、ぜひ県の公用車については普及していきたいと思っております。

○**赤嶺昇委員** 1900台余りの中で電気自動車が8台、ハイブリッド車が38台というのは少ないと思うので、できたら環境部から各部局に対しても推進してもらい、部長からぜひとも訴えていただきたいと思いますと思いま

す。

○**大浜浩志環境部長** ぜひやっていきたいと思えます。

○**新垣清涼委員長** 嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** 最初に、サンゴの保全の問題についてです。これまで特にサンゴについては各委員とも取り組んでまいりまして、私は、中城湾港泡瀬地区のサンゴ保全をどうするかということですと聞いてきたのですが、今、泡瀬地区のサンゴの実態調査はしていますか。

○**金城賢自然保護課長** 泡瀬地区のサンゴの保全につきましては、事業者である土木建築部が環境保全対策をしていると聞いております。土木建築部が実施する中城湾港泡瀬地区のサンゴ再生事業は、泡瀬干潟の周辺域で、平成10年に全県的に発生した海水温の上昇等による白化でサンゴが減少しているということで、港湾管理者として保全の取り組みが必要だということから実施していると聞いております。

○**嘉陽宗儀委員** 土木建築部任せで、環境部としては取り組んでいないということですか。

○**金城賢自然保護課長** 泡瀬地区については、開発事業に対する環境保全措置として、事業者が責任を持って行っているということでございますので、特に環境部が泡瀬地区でサンゴの保全をしているわけではございません。

○**嘉陽宗儀委員** 泡瀬地区の事業というのは別に埋立事業だけではなくて、泡瀬干潟は南西諸島で最大の干潟でしょう。そういう最大の干潟を、皆さん方が環境を守るためにどう取り組むかが求められると思うのですが、今は手をつけていないので、どんどんサンゴが死滅していく一向こうは242種類の貴重種が生息しているでしょう。これについて、皆さん方はどういう保全策をとっているのですか。

○**金城賢自然保護課長** 泡瀬地区に限らず、平成21年度から平成23年度に、県は県全域のサンゴの実態調査を行っています。その実態調査を踏まえると、特に沖縄本島ではそのときの被度が10%で、かなり低くなっているということもあって、サンゴの再生事業に取り組まなければいけないということで、平成22年度から平成28年度に行っております。サンゴの再生はなかなかすぐにはできませんので、サンゴの種苗の大量生産の開発等について、まずは実証実験などを行ってきました。今後は、サンゴの被度が低下しているような場所等に地域を広げていきたいということで、平成29年度からモデル事業をつくって、各地域でサンゴの再生ができる形で進めていきたい

と思います。泡瀬干潟については、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約―ラムサール条約の登録ということもありますので、今、第12次の鳥獣保護管理事業計画も策定中ですが、そこに位置づけをしながら泡瀬干潟の環境保全を進めていきたいということで取り組んでいるところでございます。

○嘉陽宗儀委員 今の答弁を聞くと、泡瀬干潟の貴重さについて、よく理解していないのではないかと感じます。生物学者を含めて、保存すべきだというのが一致した声です。我々は国会に何度も要請しに行ったりしていますが、一番大事にしなければならない部署で、この認識が甘いのではないかなと痛感しているのですが、皆さん方は泡瀬干潟保全のために最大の努力をしてきたと考えていますか。

○金城賢自然保護課長 それぞれの地域には、その海域を利用している人やいろいろな事業があると思います。保全と利用という観点からは、そういった関係者とのしっかりした調整も必要だと思います。我々は泡瀬干潟を軽んじているわけではなく、泡瀬干潟のラムサール条約の登録に向けていろいろとステップがありますので、まずは鳥獣保護の管理計画の中に位置づけるということが最初にあったものですから、今、その対応しているところでございます。

○嘉陽宗儀委員 鳥獣保護区についても取り組みがなされていて、宣伝もされていますが、鳥獣保護区に指定される前に、海が荒れて小魚がいなくなって、餌がないので、鳥も来なくなっています。たくさんの鳥が来るから鳥獣保護区なのに、環境の破壊で鳥が来なくなっている実態があるという訴えが来ます。皆さん方は鳥獣保護について、どのように取り組もうとしていますか。

○金城賢自然保護課長 鳥獣の保護に向けてしっかり取り組むためには保護区の設定ということだと思います。指定はこれからですが、まずは鳥獣保護区の管理計画の中に位置づけたということが最初のステップだと考えておりますので、今後、泡瀬干潟の鳥獣保護区の指定に向けてさらに作業を進めていきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 どの地域からどの地域までを鳥獣保護区にするかの線引きをしてくれと言っているではありません。今、貴重な鳥が生息し、たくさん飛んでくるので、向こうではそれを自主的に保護しようといういろいろな取り組みがなされていますが、一番取り組んでいないのは県ではないかと思っております。与党として非常に寂しい思いです。この保全の

ために、皆さん方はもっと積極的に宣伝していくべきだと思うのですが、いかがですか。

○金城賢自然保護課長 今、委員からありましたように、鳥獣保護区の指定に向けては、鳥獣、特に海鳥等の分布が今どのようにあるかということ进行调查しないとけません。これまでの既存の資料や、必要に応じて状況をしっかり調査した上で、我々としては指定に向けて作業をしていきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 これは皆さん方の分野ではないかもしれませんが、向こうは埋め立てが大分進んでいて、航路のしゅんせつ土砂を処分するために埋め立てをしていますよね。埋め立てたら、土壌が非常に軟弱であると。ですから、構造物をつくらうとしてもつけれない。そういう深刻な状況になっているのですが、環境部として向こうをどのようにこれからも守っていくかという策はありますか。

○金城賢自然保護課長 今、実施されている埋立事業に関しては、まず事業者が環境保全対策を立てられて、専門家などの環境監視委員会等でもそのような検討がされていると聞いております。その報告書については、環境部に意見を伺うと聞いておりますので、その際にしっかり意見を述べることも必要ですし、先ほど申しましたように、まずは鳥獣保護区の指定も環境保全の上では重要なことだと思っておりますので、それを我々としてはしっかり進めていきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 現在の工事の進捗状況を皆さん方は知っていますか。

○普天間朝好環境政策課副参事 泡瀬干潟の埋立事業において事後調査及び講じられた対策につきましては、調査終了後、速やかに報告書を作成し、県の環境部に報告されることとなっております。毎年、環境部に事後調査の結果等の報告をいただいているところです。

○嘉陽宗儀委員 今、非常に痛々しい状況が広がっています。子供たちも向こうで遊ぶのを楽しみにしていましたが、それもできなくなっています。私も、あの辺はイイダコがとれるので、よく夫婦でとりに行ったのですが、今は何もとれなくなって、楽しみもなくなっています。きちんと保全すべきところが保全されずに異変を起こしていますし、取り返しがつかないので、そういう意味では心して頑張ってください。

次に、辺野古のジュゴンの問題です。辺野古に基地をつくらせたら、ジュゴンが生息できなくなると

ということで、ずっと注意喚起してきたのですが、今、ジュゴンが辺野古の海に生息していますか。

○大浜浩志環境部長 先ほども崎山委員に平成27年1月に1個体とお答えしたのですが、訂正させていただきたいと思います。平成27年1月ということは平成26年度ですから、平成26年度は2個体—同じ個体ですが、確認されております。平成27年1月以降は調査していないということで確認していないのですが、平成26年5月19日と21日に個体Cが2回確認されております。それ以来、確認されていないという認識でございます。

○嘉陽宗儀委員 なぜ確認されないかというのはいかがでしょうか。

○大浜浩志環境部長 その間、我々も環境省も調査をしております、県は今年度からジュゴンの保護対策を行っておりますが、その調査の中—会議の中で古宇利で確認されたという情報は得ておまして、反対側の大浦湾、それから、嘉陽で確認がされなかったという情報はありますが、我々の情報としては古宇利で確認されているという状況です。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方の中にジュゴンの生態についての専門家はいますか。

○大浜浩志環境部長 職員には残念ながらいない状況でございます。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方がジュゴンの専門的な話を聞く場合はどこに聞いているのですか。

○金城賢自然保護課長 先ほど部長からありましたように、平成28年度からジュゴン保護対策事業に取り組んでおりますが、その中で専門家の検討委員会を組織し、5名の先生方をお願いしております。5名の先生方の御氏名ですが、琉球大学名誉教授の土屋先生、琉球大学名誉教授の香村先生、一般財団法人の美ら島財団の佐藤先生、株式会社鳥羽水族館の若井先生、それから、ジュゴンネットワーク沖縄の細川先生の5名を検討委員会の委員として、ジュゴンの保護対策についての検討をさせていただいております。

○嘉陽宗儀委員 ジュゴンについては世界的にも生態がよくわからない。ニュージーランドが一番研究が進んでいて、唯一、国立の博物館があつて研究しているのですが、向こうの専門家ですえもまだよくわかっていないというのです。日本の場合は誰かといったら、何人か、先生方の名前も全部挙がっています。その人たちがどの程度の専門家かというのはよくわからないので、専門家が言ったからといってうのみにしない。私も少し勉強しました。一番、ジュ

ゴンが生息しにくいのは音です。物すごくびっくり仰天して逃げてしまいます。ですから、辺野古の海の工事でいろいろな震動を伴うような音が出ると、ジュゴンはどこに逃げるかわからないと私は注意した覚えがあります。今、工事しているので、ジュゴンが全部逃げ出していると思っています。ところで、音は、水中で1分間に何メートル伝わりますか。

○金城賢自然保護課長 水中では1秒間に1.5キロメートルぐらいだと……。

○嘉陽宗儀委員 きょうはそれが主ではないので、いいです。問題は、皆さん方が環境部として全力を尽くして、いろいろな知見も持って精査をして、県民の要求に答えていかないといけないのでこういう質疑をしているのです。

次に、ヤンバルの森の伐採問題ですが、今はどうなっていますか。まだ丸坊主がありますか。

○謝名堂聡環境部参事 所管ではないのですが、農林水産部に確認をしたところ、平成28年度に5ヘクタール弱の皆伐を1カ所、謝敷で実施していると。それについては、3月から6月までが営巣期間で休止期間ということで、7月に契約をした場所が1カ所あるということでございました。新聞では10ヘクタールというお話でしたので、残りはどうなっているのかと確認をしたところ、それは森林区域ではなく、今、農林水産部が一生懸命行っている荒廃未利用地—森林ではない場所を切って植林をしていくような場所で、残り5ヘクタール近くを実施していると伺っております。

○嘉陽宗儀委員 森林で生計を立てている人はほとんどいません。チップ工場で働いている皆さん方が森林組合に入っている状況ですから、本来の森林組合の精神から考えてみても、皆伐をするのはいかがなものかと思っています。あの立派な森林をどう守るかという意味では、特に環境部も今まで一生懸命進めてきたのですから、引き続き取り組んでください。

○謝名堂聡環境部参事 先ほどの農林水産部の話で、今回、第2種特別地域で伐採がなされているというようなこともございましたが、先ほど申しましたように、実際には7月ということで、国有林になる前に既に昨年調整がされていたところで伐採を行っていて、今後、伐採については基本的に第3種特別地域を中心に計画がされているということで、一般的に法律上も問題のないところを展開していくし、あわせて荒廃原野といいますか、未利用地を中心とした場所も積極的に活用していくということで、

やんばる型森林業として可能な限り自然環境に配慮しながら展開していくと伺っております。

○嘉陽宗儀委員 林業を営んでいる皆さん方は、自分たちを悪者扱いしていると言って私は抗議も受けました。ただ、沖縄の豊かな森林は一朝一夕にでき上がるものではありません。150年もののイタジイなどがどんどん切り倒されて、小さいものを植えていつているわけですから、そういう意味で、改めて沖縄の林業のあり方、特に世界的に注目される場所ですから、それについては保全策を含めて頑張ってお話ししてください。

○大浜浩志環境部長 今、参事からもございましたように、林業のあり方はきちんと検討しなくてはいけないということですが、ヤンバルも含めて、森がしっかりしないと海が荒れるということもありますし、海がよくないのは山に原因があるとも言われておりますので、やはり森林はしっかり維持されるべきだろうと思っております。中間の里での人のかかわり方は大事かと思っておりますので、その中でのなりわいの仕方として、皆伐よりも、間伐なりを提案しながら、環境部としてはそこでのかかわり方を地元の方々とも意見交換しながら取り組んでいきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 最後になりますが、東北地方の白神山地を見てきました。特に山が荒れたら海も荒れる、海が荒れたら山も荒れると、向こうの人たちは漁民が山を大事にするという哲学をずっと通しています。私がなぜ行ったかという、県の栽培漁業センターに調査をしに行ったら、あれこれ言う前に向こうに行って勉強してこいと職員に言われて、それもそうだなと。行ったらやはりすばらしい。改めて、自然を守る一海を守るのも、山を守るのも、みんなで力を合わせて生態系を保全するということが非常に大事だと痛感しました。皆さん方はそういう立場で、頑張ってください。

○新垣清涼委員長 糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 東系導水路トンネルが平成28年度から補強工事に着手しているということですが、その進捗状況と今後の見通しについてお願いします。

○石新実建設計画課長 事業年度としては平成26年度から平成36年度までの事業計画で、平成26年度、平成27年度で実施設計を行い、平成28年度から工事に着手したという状況でございます。平成28年度はトンネルの内部に資材を運び込むための搬入口の工事を実施しておりまして、次年度からはあと2カ所の搬入口の工事と進入路の工事、それから、内部の

補強工事も着手する予定です。

○糸洲朝則委員 導水路トンネルを見たことがないので写真で見たまま質疑しますが、これを見るとRC構造に見えるのですが、そのとおりですか。

○石新実建設計画課長 RCというのは鉄筋コンクリート構造のことですが、このトンネルは、セントルというトンネルを押さえる鋼材を2メートルピッチぐらいで設置し、そこにコンクリートを吹きつける工法です。

○糸洲朝則委員 40年にもなれば、かなり老朽化も進んでいると思いますが、今度の補強工事でどれだけ延命される予定ですか。

○石新実建設計画課長 確かに劣化が進んでいるのですが、場所によっては健全なところも残されておまして、継続して調査を行って、緊急性があるところはその都度、補修してまいりました。今回、本格的に補修するということで、底盤が持ち上がって割れているところや、水流で側面のコンクリートが削られていたり、裏が空洞になっているところなど、危険性の高いところを選んで事業化しております。何分、水をとめないといふことができないということ、工事ができる期間が冬場の短い時期に限られているということがあります。総延長28キロメートルの全てで行うわけではないのですが、毎年の進捗が遅いことから、11年もの年月を見込んでいるところ、悪くなったところは、その都度、補修していかないといけないと思いますが、これによって、耐用年数が倍になるというようなことではありません。

○糸洲朝則委員 これは大事な施設ですから、延命策をとるときには何年ぐらいを想定するとか、あるいは、全面的に改築するというような計画があつてしかるべきだと思いますが、そういう議論はしていませんか。

○石新実建設計画課長 土木構造物はおおむね40年から50年の耐用年数で、それを経過しているところですが、劣化が著しいところは鉄の板で内側から巻くような形にして、背面とトンネルとのすき間をモルタルで埋めて、ほぼ新品になる状況です。ですから、補強を施したところは、今後、40年以上は持つだろうと思っております。随時、劣化したところはそういう工法で補強していくこととなります。

○糸洲朝則委員 この補強、補修工事を完了させて、導水路もそこから引くということになると思いますが、今は西系列を使っていますよね。そこに至るまでに福地、宇出、那覇導水路を引いておりますが、将来的には、今、工事をしている東系導水路トンネ

ルが主力水路になるのですか。

○石新実建設計画課長 これまでも、この先も東系導水路トンネルが主要な導水路と位置づけられています。

○糸洲朝則委員 これを供用開始すると西系列導水管は使わないのですか。

○石新実建設計画課長 東系の導水路トンネルは主として福地ダムを初めとする東側の5ダムの水を久志浄水場まで運んでいるのですが、西系列の導水管は大保ダムや西側の河川の水を導水するための水路です。相互に連絡もできて部分的に補うこともできるのですが、通常は別々の水源を導水しております。

○糸洲朝則委員 いずれにしても東系導水路トンネルの補強は待たないですか、もう一つ、懸念されるのは、幾ら地震の少ない沖縄といえども全くないわけではありません。今回は耐震補強も入っていますか。

○石新実建設計画課長 トンネル構造物は耐震化という概念がなく、地震では壊れない構造物ということで、今回の補強工事で特に地震対策は盛り込んでおりません。

○糸洲朝則委員 いずれにしても大事な水がめを預かるトンネルなので、しっかり頑張ってください。

次に、動力費は平成28年度予算で31億2200万円、平成27年度の決算でも22億700万円と結構高いのです。工業用水も9%ぐらいになるのですが、これについて動力費という観点からの説明をお願いします。

○仲村豊配水管理課長 企業局では浄水場やポンプ場といった施設を持っておりまして、動力費が一番かかるのはポンプの部分です。普通の浄水場等からのポンプだと100メートルまで上げるような揚程を持っていますので、物すごい金額がかかるということです。また、海水淡水化施設がありますが、その5倍ぐらいの浄水場よりもさらに高い圧力を必要としますので、そういった動力エネルギーの部分が多くのパッケージを占めております。

○糸洲朝則委員 皆さんの概要を見ても、取水ポンプ場や浄水場、今、言われる海水淡水化施設も含めるとかなりの数のポンプを動かすため、電気の消費量は大変だと思います。例えば、皆さんのところではそういう研究は当然やっていると思うのですが一あしたで東日本大震災から6年になります。震災以降、省エネあるいは節電に対してかなり取り組んできていますが、皆さん方はそこら辺に注意をした取り組みをして来られましたか。

○仲村豊配水管理課長 企業局では平成18年度に制

定した企業局エネルギー管理規程に基づき、エネルギー推進計画を策定し、もろもろの省エネ対策や動力費の縮減に取り組んでおります。具体的な取り組みで申しますと、水運用関連では、できるだけ効率的なルートを選んで水を送るほか、ポンプ場は、最大水量に見合った能力で設計されており、水量が少ないときはポンプをかけなくても水を流せるので、バイパス運用を図っています。また、電力契約の割引を活用して、できるだけ夜間電力を使用して、昼間の電力のピーク時間を平準化し、最も電力を食うポンプについては、更新時期に最も効率のいいポンプを採用して導入するようにしています。あと、再生エネルギーの面では、小水力発電も導入しております。

○糸洲朝則委員 節電あるいは省エネは、環境という面からも大変重要な仕事でございまして、当然、そのことに取り組むことはごく当たり前で皆さんの責務であろうと。先日、あるメーカーの方と会う機会があって、いろいろ資料をもらってきました。私は写真で見る程度の知識しかないので、インバーターというものによってかなりの節電ができるということです。こういったものの検討をなさったことはありますか。

○仲村豊配水管理課長 最も電気を食うのはポンプなのですが、結局、最大水量で送れるようにポンプは設計されているので、それ以下のときはどうしてもバルブで絞ったり—そうすると電気のロスが生じますので、インバーターを導入して効率的に運用できるところはできるだけ導入しています。インバーターは物すごく高額で、そのインバーター自体も熱を発生するということから、必ずしもそれを入れたからといって効率化や費用の縮減が図られるわけではありませんが、費用対効果があるところについては積極的に導入するようにしております。

○糸洲朝則委員 多分いろいろなメーカーがあると思うので、研究もしていただきたいと思います。資料によると、インバーターを入れると初期投資が要りますが、24カ月ぐらいになると逆に電気料が安くなります。機械を動かすための電気は必要ですが、さりとて、先ほど申し上げましたように、震災以降、省エネあるいは節電志向はどんどんふえていくと思いますので、そういう研究をしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○仲村豊配水管理課長 企業局といたしましても動力費が費用に占める割合が多いので、今後とも動力費の縮減に向けて研究班などもございますので、そ

ういった中で取り組んでいきたいと思っております。

○糸洲朝則委員 この間、やんばる国立公園の認定式に参加をさせていただきました。改めてヤンバルの森のすばらしさ、また、世界自然遺産に向けて大きなインパクトになるという思いで参加をさせていただきましたが、やんばる国立公園の認定を受けて、先ほど皆伐の話も出たのですが、保護するものと開発するものとのバランスが非常に問われると思います。公園指定、ましてや世界自然遺産に向けての取り組みの中で、保護に重点を置かれると思うのですが、今後の取り組みを含めて、いかがですか。

○金城賢自然保護課長 やんばる国立公園につきましては、昨年9月に指定され、工作物の設置や森林の伐採の制限等の自然公園法に基づく新たな開発の規制がかかっております。国立公園については法律で環境省が管理することになっており、今後の開発の許認可については国で実施されます。委員からありましたように、やんばる国立公園は、将来、世界自然遺産ということで手続を進めているところですが、国立公園の中でも特別保護区や第1種特別地域一非常に規制の厳しいところ、ヤンバルで言いますと脊梁部分一山の尾根の部分を中心に推薦されております。ですから、特別保護地域についてはしっかりした保護がありますが、ヤンバルについては、林業を初め、生活をされている地域に近いということもございますので、行く行く世界自然遺産になった場合も含めて、遺産の保全管理等の際は、適切な利用と保護のバランスをとりながら、しっかり管理がされていくものと考えております。

○糸洲朝則委員 皆さんのところにも配られているかもしれませんが、今、嘉陽委員からもあった皆伐の写真が各委員に来ています。この写真は位置、角度が少しどうかという見方もありますが、現に皆伐されているのは事実ですから、先ほどのやりとりを聞いていると問題ないような答弁にも聞こえたのですが、やはり皆伐そのものは、国立公園、あるいは世界自然遺産のことを考えますと、もう少し慎重に考えてもいいのではないかと思ったのですが、いかがですか。

○金城賢自然保護課長 ヤンバルの森についてはスダジイが優先する常緑広葉樹林が広く分布し、さらに多くの固有種が生息して、生物多様性が極めて豊かなところでもあります。一方で林業を初めとするなりわいもありますので、そこをしっかりと調整しながら保護と利用をするべきだと思います。国立公園になりましたので、先ほど申しました特別地区といっ

た非常に厳しいところ、その下の2種、3種でもある程度の規制はありますし、そこは開発の関係と許認可の審査の段階で調整されながら、適切な利用という形で運用されるものだと思っております。

○糸洲朝則委員 この間の認定式で辺土名高等学校の生徒たちが、自分たちがツーリズムのガイドになるのだという、非常に頼もしい、いい発表をしておりました。観光という観点から環境部としての取り組みはありますか。

○金城賢自然保護課長 適正な利用と保全という観点では、エコツーリズムについて、今年度どのようにしていくかということがありましたので、世界自然遺産登録事業の中では適正利用の推進ということの検討もあります。さらに環境部だけではなく、文化観光スポーツ部や農林水産部とも連携しながらそういう調整をしておりますし、農林水産部では森林ツーリズムというガイドラインをつくって、ガイドの養成などを行うと聞いておりますので、各部署が連携しながら、エコツーリズムについてもしっかり検討していきたいと思っております。

○糸洲朝則委員 それと、去年返還されました北部訓練場の約4000ヘクタールも、国は国立公園、あるいは世界自然遺産へという報道を聞いた覚えがあるのですが、県としてはこれに対してどのように考えておられますか。

○大浜浩志環境部長 昨年12月末に北部訓練場の過半が返還されたということがございます。県としては世界自然遺産を目指して、北部地域で登録に向けた各種取り組みや希少種の回復の調査など、いろいろな形でやっておりますが、返還された跡地につきましては、今後、沖縄防衛局におきまして支障除去の作業が行われると。その後、地主へ地主はほとんど林野庁でございますが、そこに返されるということがございます。支障除去が終わって引き渡された後、国頭村、東村とも国立公園化、世界自然遺産を目指したいという要望がございますので、環境省におきましては、まず引き渡された後に国立公園の拡張に向けた手続が入ってくると思います。そして、拡張した後に世界自然遺産への追加登録という流れになると思っております。今後、そういうスケジュールで進んでいくと思いますが、県は十分両村の意見も聞きながら取り組んでいくというスタンスでございます。

○糸洲朝則委員 それから、いつも環境部長と話している国立自然史博物館について、多様性、生態系の問題、また、今のヤンバルの森を含めて、やはり

国立自然史博物館はこの辺とも連動していく。あるいは、その事業の中に組み込んでいくということは考えられますか。

○大浜浩志環境部長 国立自然史博物館がどのような形になるか、まだはっきり決まっておらず、場所や実施期間もはっきり決まっておらず、今のところ何とも申し上げるのは難しいところではありますが、当然、自然史博物館なので、標本を收拾、展示したり、研究したりというところがございまして、行く行くはそういう形でつなげていくことになると思いますが、話が緒についたところございまして、そのような頭を持ちつつ、今後、誘致活動に努めていきたいというのが県のスタンスです。

○糸洲朝則委員 去る1月に土木環境委員会で東京都台東区の国立科学博物館に行きました。向こうには自然史も展示されておりますが、そこで日本学術会議の皆さんと意見交換した上で出たのが2点です。自分たちは構想や意見を出したりするが、実際にはお金も持っていないし何もできませんと。これはぜひ皆さんでお願いしますということを言われて、これは県もしっかり取り組まないといけないという思いで来ました。したがって、今度の予算に調査費として国立自然史博物館に向けた取り組みのものはないのですが、今後、その辺も取り組んでいただくということはできませんか。

○大浜浩志環境部長 知事の提案説明の中でも国立自然史博物館について誘致に努めていきたいということがございました。残念ながら平成29年度予算には間に合いませんでしたが、後期の沖縄21世紀ビジョン基本計画の中には位置づけるという形で作業を進めておまして、その中で我々は取り組んでいきたいと考えております。

○糸洲朝則委員 もう一つは、沖縄科学技術大学院大学—OISTとの連携というのも学術会議の方から言われました。OISTは世界に冠たる施設ですから、いろいろな研究をなさっている。それを自然史博物館と関連づけていく。あるいは、そことタイアップしていくということも一つの手だと思いついて見ましたが、それに対する県の見解を伺います。

○大浜浩志環境部長 OISTもそういう設置形態でございまして、自然史博物館をOISTとの連合体でどうかという話がなされたということは聞いております。研究機関としては琉球大学や東南アジアの大学なり博物館との連携もあり、そういうビッグデータの中での話になりますので、今後、OIST

とも十分検討していくことになるかと思いますが、国立自然史博物館が前に一步進むための施策を打たないといけませんので、まずそこに力を入れていきたいと思っています。

○新垣清涼委員長 座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 まず、離島廃棄物適正処理促進事業が平成29年度の新規事業で上がっていますが、事業概要について御説明をお願いします。

○松田了環境整備課長 県内の離島では、産業廃棄物処理施設がないなどの理由から、島内で処理できない産業廃棄物を島外の業者に処理委託せざるを得ず、処理コストが割高になるという状況がございまして。また、平成25年度のデータで見ますと、住民1人当たりの一般廃棄物の処理コストは本島内市町村が最大約1万7000円であるのに対して、離島市町村では最大約4万4000円と高額になっているところもあります。そのため、処理コストの低減及び適正処理の推進について、県に支援が求められております。そのため、国の一括交付金を活用し、一般廃棄物及び産業廃棄物を含む離島の廃棄物の効率的な処理及びリサイクルの促進、並びに埋立処分場の延命化を図る方策について検討することを目的に事業を実施するものであります。

○座喜味一幸委員 この事業は大変重要だと思っております。前回は広域ごみ処理の行政の団体をつくらないと対応できないのではないかと提案したのですが、その前段として、離島においてどれぐらいのどのような種類の産業廃棄物、あるいはごみ問題があるのか、海洋漂着物を含めて、それらの総点検をまずしてみることでと思うのですが、その辺の調査はされていますか。

○松田了環境整備課長 県では5年に1度、産業廃棄物の排出量の調査を大々的に行っておりまして、そのときに各離島市町村の産業廃棄物の調査を行っております。しかしながら、全事業所の産業廃棄物を調査することはできない部分がございます。そういったことも含めて平成29年度の事業ではより詳細に市町村の一般廃棄物、それから、排出事業者の産業廃棄物を調査し、詳細な形で把握したいと考えております。

○座喜味一幸委員 ちなみに、前回の調査の数字は言えますか。

○松田了環境整備課長 平成25年度の産業廃棄物抽出調査では、宮古地域での発生は5万2000トンで、処理内訳は宮古地域3万6000トン、沖縄本島内1万2000トン、県外3000トンとなっております。八重山地域

での発生は1万6000トンで、処理内訳は八重山地域1万4000トン、県内で1000トンとなっております。

○座喜味一幸委員 宮古地域で5万2000トンで八重山地域が1万6000トンというのは数字は少し合わないと思ったりもするのですが、調査の仕方をもう少し丁寧にしてもらいたいと思うのと、特に宮古本島や石垣本島とは違って、さらに離島に行けばいろいろな問題を抱えている実態があります。処理コストにしても、本島内は1万7000円、離島は4万4000円といいますが、さらに離島に行くと、処理費用が出せずにそのまま放置されて、ごみの山になっているところもあります。離島に行けば中古車がスクラップでも採算が合わないときはタイヤなどもそのまま野積みされているというのが実態です。ごみ行政に関して、広域的な観光を目指す沖縄県としては、海を守り島の景観を守っていく上でどのようなごみの処理、産業廃棄物の処理をしたほうがいいのかということ、この際、広域的に取り組まないと、一自治体では手に負えません。ましてや住民負担も大変です。そういう部分に関して、離島のハンデにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。トータルとしてのごみ対策について、離島を含む廃棄物の問題を、ごみの広域化を含めて考えていってください。

○大浜浩志環境部長 前日も土木環境委員会の中で指摘がありましたので、平成29年度はこれに本格的に取り組むわけですが、その前調査として、昨年夏ごろから各離島を全て行脚してまいりました。その中で、一般廃棄物の問題点、産業廃棄物の問題点、どこをどのようにしてほしいかということのある程度ヒアリングしてきております。それも含めて、今回、しっかりと廃棄物の量を調査し、検討していきたいと取り組んでいるところでございますので、この事業でこの辺を明らかにして対策を講じていきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 この事業の中で、調査も含め、対策について検討していくという理解でよろしいですか。

○大浜浩志環境部長 そのようなつもりで頑張っていきたいと思っております。

○座喜味一幸委員 サンゴの再生事業について、環境部で行うサンゴの事業と土木建築部で計上している泡瀬地区のサンゴの再生事業があるのですが、泡瀬地区のほうは補償事業ですか。どういう理解で調整されていますか。

○大浜浩志環境部長 泡瀬地区のほうは土木建築部

で行っている事業です。

○座喜味一幸委員 サンゴの再生事業は土木建築部も皆さんも行っているのですが、大体似たようなことを言っているのです。向こうは何か泡瀬地区に係る補償事業という機能代替事業なのか。皆さんの事業とはどういう整合をとっていますか。

○金城賢自然保護課長 泡瀬干潟の周辺海域では、平成10年に全県的に発生した海水温の上昇等の自然的要因によりサンゴが白化し減少していることから、港湾管理者として保全の取り組みが必要と考えたことから実施していると聞いております。

○座喜味一幸委員 これからいろいろな開発行為をしていく上で、辺野古の埋め立てもそうですし、港湾工事やしゅんせつ工事等がたくさんあって、いろいろなサンゴの問題が出てくるのですが、環境部としては、開発工事におけるサンゴの保全に関する評価はどういう基準を持っていますか。

○金城賢自然保護課長 サンゴそのものというよりは海域の自然環境の状況で、県では海域につきましては、自然環境の保全に関する指針でランク1、2という形で、重要な海域についてはより厳しいランクにしておりますので、開発の際は、そういった状況を踏まえて事業者に配慮していただきたいと思います。

○座喜味一幸委員 重要なのでランク1などと皆さんが困ったとしても、結局、この中でいろいろな開発行為が行われます。そういう場合、どのような形で具体的に判断していくのが問題になるのです。

○大浜浩志環境部長 実際、県内で行われている埋立事業につきましても、ランク1でも過去に行われているところがございますので、やはりその辺は重要だと思っております。埋め立てを行う場合は、ある程度まとまった面積でございますので、環境影響評価もしますし、埋め立ての許可申請の中でも環境に配慮した図書を作成するために一定の調査を示すこととなります。その中で、きちんと環境保全措置を講じていくという形になるかと思いますが、環境の観点からは、サンゴなどがあるものについては回避を目指す。それでも無理であれば、軽減を目指す。それでも無理であれば、最後の手段として代償措置ということで移植を行うという流れで、我々は審査をしているということでございます。

○座喜味一幸委員 これは官民間問わずいろいろな事業が出てくると思うのですが、今、おっしゃったようなきれいな基準があるのであれば、サンゴの密度などに対しても事前の調査等を義務づけておかなければ

ればいけませんし、それに関して具体的な措置を行うためには事前の調査を義務づけていくという膨大な準備が要りますよね。その辺はどうですか。

○大浜浩志環境部長 環境影響評価の部分で言いますと、工事の場合は、事業実施区域、その他の関係区域について事前に調査が行われると考えております。また、県は離島も含めた全県的な調査を平成21年度から平成23年度まで行い、基礎的なデータは持っておりますので、開発を行う上ではそのようなデータも参考にしながら進めていくことになるかと思えます。

○座喜味一幸委員 環境影響評価法の適用事業等については細やかな規定があると思いますが、適用されない事業に対してはどのような指導をされますか。

○大浜浩志環境部長 公有水面埋立事業の場合は、環境影響評価法、もしくは環境影響評価条例に基づく事業規模以下のものも、全ての事業について環境影響評価を行うことになっています。ある一定規模で環境影響評価法でやるか、条例でやるかが決まっております。15ヘクタール以上になっております。15ヘクタール以下のものはどうするかというと、公有水面埋立法の中で環境影響評価に資する図書をつくることになっておりますので、その中で一定の環境影響評価を行い、免許権者へ提出します。提出されると、我々のところに免許権者である土木建築部長や農林水産部長から意見照会があるので、我々はしっかり審査して意見を述べているという状況でございます。

○座喜味一幸委員 厳密に言うと、15ヘクタール以下の環境影響評価条例が適用されない事業等に関しても、県が必要と認める場合は求めるという理解ですか。

○大浜浩志環境部長 公有水面埋立法の中で決まっております。

○座喜味一幸委員 実態として、官側が行っている港湾や漁港一県も市町村も水面の埋立事業は結構行っていますが、そういうものに対しては基本的に義務づけているという理解でいいですか。

○大浜浩志環境部長 全ての公有水面埋立承認申請につきまして義務づけされております。免許権者は、1ヘクタール未満のものは環境部に照会しないでもいいというような基準はあるようですが、基本的には環境部へ意見照会があると理解していいと思えます。

○座喜味一幸委員 具体的に、高江ヘリパッドの場合はどうなりますか。

○大浜浩志環境部長 北部訓練場ヘリコプター着陸帯の事業につきましては、事業者において自然環境に最大限配慮したいということで、自主的に環境影響評価の手続をしたということでございますので、審査会の意見も聞きましたし、公告縦覧もしましたし、住民等からの意見も聞いて手続をしております。

○座喜味一幸委員 50ヘクタールほどの圃場整備を行う場合の環境影響評価はどうなっていますか。

○大浜浩志環境部長 面的な整備につきましては、環境影響評価条例で基本的に20ヘクタールというのがありまして、ゴルフ場が20ヘクタール、土地区画整理事業につきましては30ヘクタール以上となっております。それから、農地開発については20ヘクタール、改良事業については80ヘクタールというのがあります。

○座喜味一幸委員 今回の最高裁判所の判決を受けて、皆さん方は承認のときに附帯的なものをつけました。公有水面の埋め立てに関しては土木建築部が所管になって皆さんに意見を聞くわけですが、予測が難しいと言っていることに対して皆さん方の意見が必ずしも配慮しなさい—皆さん方の意見で公有水面埋め立てを打ち消すという法的な根拠はあるのですか。

○大浜浩志環境部長 少し難しい質疑ではありますが、あくまでも許認可の判断をするのは許認可権者である土木建築部や農林水産部になるかと思えます。ただ、環境部に意見照会が来てオーケーなどというような意見を述べたことはなく、ある程度の環境保全に関する意見を述べているということでございます。

○座喜味一幸委員 今までの皆さん方の環境影響評価に係る回答の中では、環境に十分に配慮しなさいという条件が必ずついていると思います。100点というのはあり得ないと思っていて、環境部が相談を受けたときに回答しているものの中で、環境への配慮がされていないので、環境上、絶対にだめだと。免許もしくは承認の中で環境部が認めなかったことはありますか。あるとすれば、その根拠法は何ですか。

○大浜浩志環境部長 基本的に環境部からイエスカノーかという判断をしたことはありませんが、環境影響評価の審査の概要は、最終的に補正の評価書ができますので、これに基づいて—許認可する免許権者は、環境影響評価法の第33条に横断条項がありまして、環境影響評価の結果も踏まえて判断するという形になっております。この中で我々が判断することはありません。

○座喜味一幸委員 多分、辺野古に関してもいろいろな環境影響評価の中で協議をしながら、沖縄防衛局と相当なやりとりをしてきたということは議会においてもよく聞いたのですが、今のようにジュゴンなどのような生態系がはっきりわからないものに関しては、県としても知見がないわけです。プロがいないと、こういうものの対策としては監視や危険回避など、いろいろな措置を講ずるしかありません。結局は附帯をつけて、皆さん方は返したわけです。これは私は妥当だと思いますし、この判断は決して間違っていないと思っているのですが、今回の埋立承認の取り消しの中で、環境の保全に関しては必ずしも十分でない。瑕疵があるということには、環境部の皆さん方の評価の一節に相当大きな意味があって、環境保全は担保ができないということで大きな争いになったと思うのですが、承認をした部長、あるいは環境の評価をした部長は一名前が変わろうが、環境部長は環境部長なので、そういう立場で承認をした環境部長と一その前に、取り消しをするときに、第三者委員会から環境部に対してどのような調査があって、皆さん方はどのような項目について精査をしたのですか。

○大浜浩志環境部長 我々は第2回の第三者委員会の中で担当が呼ばれて出席しておりまして、環境影響評価の手续等について説明をして、資料の提供のみを行っております。前回は申し上げましたが、第三者委員会の中でそのような話を聞かれたということではなく、手続上の問題や法の解釈などを聞かれたということでありまして、承認にはかかわっていないということでございます。

○座喜味一幸委員 第三者委員会は土木建築部に関しても、手続や日程等々の細かい精査については聞いていないということで、結局、知事公室の基地対策課が中心になって瑕疵ありと判断をしたという理解ですか。

○大浜浩志環境部長 環境部には事実の確認といえますか、報告書の中に記載されているものの日時や場所が正しいとか、条例や条文の表記は大丈夫かというような内容確認を知事公室からはされております。そのほかはされておられません。

○座喜味一幸委員 今後の環境問題の具体的な対処策として、生態もはっきりわからない、その対処法も保護の方法もわからないというような、まだ十分ではない世界が多いと思います。そういうものを、ある意味で意図的に行政がどんどん問題を提起されてきたら、環境行政は非常にやりにくくなってこな

いかという思いがありますが、どうですか。特に辺野古問題では、ジュゴンの専門家はいないのにその対策を出せと言われてたら答えられないでしょう。

○大浜浩志環境部長 事業者におきましては環境保全措置をできる限り出してほしいと我々は言うておりますが、なかなか出てこなかったということで、そのような環境保全措置では懸念が払拭できないという意見を述べさせていただいているところでございます。

○座喜味一幸委員 少なくとも今回の場合、事業者である国がやるべきではなく、環境行政の指導的な立場で、環境保全に係る主要なものに関してこういう方向で結論を出せという方向性と、ある意味での基準と調査の方法ぐらいは示さないと本当の行政にはならないと思いますが、どうですか。

○大浜浩志環境部長 環境影響評価の調査なり評価の方法は主務省令の中にございますし、沖縄県は環境影響評価の技術指針も示しておりますので、その中で十分対応していきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 座波一委員。

○座波一委員 廃棄物処理の計画についてですが、これは平成13年に国の方針が決定して、市町村においていっていることであります。それに沿って県は廃棄物処理計画をつくっていると思いますが、この処理方針を市町村あるいは事務組合で推進している中で、どうしても気になる運用の問題があって質疑をします。今、補助金を受けて運転していたはずの熔融炉が運転を休止しているということがあります。これは中城村北中城村清掃事務組合の熔融炉なのですが、どういう根拠で運転を休止しているのか、お伺いします。

○松田了環境整備課長 中城村北中城村清掃事務組合の熔融炉につきましては、平成15年の竣工後、11年が経過した時点で施設の運転管理及び補修に係る費用が高額となり、運転の維持が困難な状態となったため、平成26年4月1日より運転を休止しております。なお、発生する燃え殻につきましては、薬剤処理を行った後、民間の許可業者に委託処理しており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律―廃棄物処除法に基づく適正な処理がなされております。

○座波一委員 それは、運転コストがかかるから休止したと解釈していいのですか。

○松田了環境整備課長 中城村北中城村清掃事務組合からは運転の管理費及び修繕に係る費用が高額となったということで運転を休止したいというお話があったと聞いております。

○座波一委員 それは、その自治体の状況ですよ。それを最終的にとめていいと言ったのは沖縄県ですよ。

○松田了環境整備課長 県は運転の休止に関する許可権はございません。

○座波一委員 県の承諾なしではとめることはできないと思います。

○松田了環境整備課長 廃棄物処理法では、施設を休止する場合には、まず廃棄物処理計画の変更をした上で休止をする。それから、休止した場合には県に届け出を行うという2つの手続がございますが、中城村及び北中城村とも廃棄物処理計画を変更した上で休止を行っておりまして、また、休止に際しまして、県に休止の届け出も提出されております。したがって、廃棄物処理法に基づく手続等は実施した上で休止が行われております。

○座波一委員 この廃棄物処理も第1号法定受託事務なのです。その中で、廃棄物処理法と同時に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律―補助金適化法、あるいは地方財政法などに適法の上で進めないといけないことから言いますと、どうしてもこの休止の理由が見当たらないのです。法的面から根拠を示してほしいのです。

○松田了環境整備課長 市町村の一般廃棄物の処理につきましては、法定受託事務であるという御発言でございましたが、私どもが調べた限りでは、廃棄物処理法で市町村は自治事務として一般廃棄物の収集、運搬、処分を行わなければならないと規定されていると理解しております。

○座波一委員 これは法定受託事務の1つに入っていると私は確信していますが、そうなりますと、どうしてもこの法令どおりに廃棄物処理を進めている市町村、あるいは事務組合は一例えば、南城市が入っているサザンクリーンセンター推進協議会は最終処分場をつくることが決定して、うまくそこに向けていっています。あるいは浦添市や那覇市は溶融炉を稼働して、ごみ処理ゼロを続けると。負担が結構あるにしても、法令どおりに進めていくのだという中で続いているわけです。しかしながら、片やコストがかかるから、自治事務の処理の判断でとめるということは問題ではないかと私は見ているのです。そうであれば、南城市もサザンクリーンセンター推進協議会も無理して処分場をつくる必要はなかったのです。今、中城村北中城村清掃事務組合のように民間で処理ができるということですから。

○松田了環境整備課長 法令上は、民間の最終処分

場で最終処分するということは処理基準に適合した行為となっております。

○座波一委員 ということは、これからも処分場を整備する必要はなく、民間に委託できるということですね。

○松田了環境整備課長 先ほど、委員から御指摘のありました国の廃棄物に関する基本方針、それから、県の廃棄物処理計画の中でも市町村のリサイクル率の向上、あるいは施設整備等につきまして、県及び国の方針が定められております。それに基づきまして、県としては市町村にリサイクル率の向上や廃棄物の排出抑制、また、施設整備を行いまして、廃棄物処理法の処理基準に適合した処理を行っていただくということを引き続き技術的な助言として与えてまいりたいと考えております。

○座波一委員 少し見解が違いますので、後でしっかりと検証していかなければならないと思っておりますが、今、中城村北中城村清掃事務組合が浦添市と広域を計画していますよね。これが進んでいくのはいいことです。私はこれを反対しているわけではないのですが、そのまま行くと補助金適化法の中で新たな補助が受けられなくなる可能性が出てくるのです。理由として、法的根拠はなくとめておきながら、新たな補助金を受けるといことになりませんか。

○松田了環境整備課長 中城村北中城清掃事務組合以外にも、国の補助を受けて溶融炉を整備した市町村等がございます。そこにつきましても、運転の困難性、あるいは維持管理費の高騰ということで、運転を廃止、あるいは休止しているところがございます。そういったところにつきましては、国に申請をして廃止、あるいは休止するのが補助金適化法上の観点から認められている事例がございます。そういうところにつきましては、引き続き新たな補助を受けることが可能になっているところがございます。中城村北中城村清掃事務組合につきましては、環境省ではなく防衛省から補助金を受けて設置しておりまして、通常、環境省等の場合ですと、設置後7年を経過した廃棄物処理施設、焼却施設等の撤去、廃止に伴う返還金の発生は生じないということで、11年以上もたっておりますので、廃止等は認められるような状況にあるのではないかと考えております。

○座波一委員 10年経過し、処分制限期間を過ぎたからとめていいということではなく、長寿命化の方向も行わなければいけないということもあります。

防衛予算で防衛省が認めたからいいということではなく、環境省、あるいは総務省の見解はどうなっていたのですか。

○松田了環境整備課長 補助金の適正な執行と整備した施設等の適正な管理等については補助金適法で規定されておりまして、例えば、廃止する際の手続等については、各個別の省庁で定めるという制度になっているようです。そのため、環境省では会計検査院の指摘を受けまして、休止している廃棄物の熔融炉の財産処理につきまして、ルールとして廃止をするのであれば手続をするようにということで、平成26年度にその手続ができて、県内でとまっている3カ所の熔融炉等が廃止、または休止の手続をして、平成28年度に認められたという経緯がございます。防衛省からは、そのような手続が示されていないために、まだ手続ができていないのが現状でございます。

○座波一委員 先に廃止した離島の熔融炉の背景とは少し違いまして、あれは裁判沙汰になって、廃止せざるを得ない状況になったということだと思いますが、今回の件は、あくまでも事務組合の事情による休止なので、そこが違うということです。解釈の違いではありますが、私は法定受託事務をしっかりと履行してないのではないかとということから指摘しておきたいと思います。

午前中に、産業廃棄物の処分場問題がありました。これは昨年まで調査も行っておりますし、指導勧告なども行ってきたと聞いておりますが、実際には当該事業者がきちんと処理できないということまでできています。これまで何の目的で調査、あるいは勧告をしてきたのですか。

○松田了環境整備課長 主な目的として2点ございまして、1点目は処理基準を超過した廃棄物の積み上げがなされていると。これはごみ山と言われている部分ですが、そこを是正するため。もう一点は、周辺の地下水に環境基準を超える有害物質が検出されていることから、その水質の保全を図る必要があるという2点の観点から、これまで改善命令等を行ってきた状況でございます。

○座波一委員 これは勧告を通り越して代執行に値するほどのことではありますが、できないという原因が県側にあるのではないかと考えざるを得ないのですが、例えば、処理をするに当たって、次なる処分場がないというのも現実ですよね。そういったものが影響しているのですか。

○松田了環境整備課長 法律上の位置づけとしまし

て、県は廃棄物の処理基準に適合しない処理が行われた場合、それを是正させるための措置をとる必要があると。したがって、今回、事業者が処理基準を超過して積み上げている廃棄物につきましては、処理基準に適合するように是正させるための措置をとる必要があります。そのために改善命令、あるいは日ごろの監視活動により、事業者の改善を促すということを行っている状況でございます。

○座波一委員 それはわかります。公共関与の処分場が計画されていますが、最終的にはそこで処理をする予定で、今、おこなっているのですか。

○松田了環境整備課長 今、県内には稼働中の産業廃棄物管理型の最終処分場が2カ所ございますが、1カ所は残容量がほとんどないということもありまして、県の試算では、平成27年度時点で残容量が6年分程度という試算になっております。そういうこともありまして、現時点で新たに管理型最終処分場を民間で建設することがなかなか困難であるという状況も踏まえ、公共が関与しまして、安全、安心な最終処分場を建設、管理していくという方針で建設に向けて作業を進めている状況でございます。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、座波委員から、事業者が積み上げている廃棄物を計画されている公共関与の処分場で処理する予定なのかとの指摘があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

松田了環境整備課長。

○松田了環境整備課長 そのような考えはございません。

○座波一委員 なぜ、それが実行できないのかというのが不思議なのですが、どうして適切な指導をもっとスピードを上げてできないのですか。

○松田了環境整備課長 当該事業者につきましては、これまで平成22年度以降の指導で廃棄物を約7万5000立米程度処理させております。したがって、今後もその処理を事業者に引き続き指導して実施させるということで、今、指導を続けているという状況でございます。

○座波一委員 問題の割に県の対応が非常に遅いのは明らかですので、去年までいろいろな調査も含めてやってきたその目的がなぜ実行されないのか。ここがポイントだと思っておりますので、お願いします。

赤土流出対策が2億3500万円ほどありますが、サンゴ死滅の実際の原因は赤土流出もかなり影響して

いるということで前もお話がありました。この赤土流出の原因と対策を環境部ではどのように考えていますか。

○仲宗根一哉環境保全課長 赤土流出の原因ということで、流出源はさまざまあるわけですが、1つは開発事業からの流出、それから、既存の農地の営農行為に基づく流出、もう一つは米軍基地から演習に伴う流出があります。環境部としては、平成23年度に流出源調査を実施しておりまして、その中で既存農地からの流出が全体の86%、開発事業が8%、米軍基地が4%となっております。赤土等流出防止条例が平成7年から施行されておりまして、条例の施行に伴って開発事業からの流出はかなり規制を受けて減少してきている状況ですが、農地に関しては規制の対象になっておりませんので、農家の営農上の流出防止対策に頼っているという現状があります。ただし、農林水産部としてもハード面で、例えば農地の勾配修正事業などに力を入れておりますので、以前と比べますとかなり流出量は減少してきております。条例施行前は全体で年間約52万トンの赤土の流出だったのですが、平成23年度の調査によれば全体で年間約30万トンというように減少はしてきております。

○座波一委員 まさに今、サンゴの再生を事業で行っていますが、この赤土問題を解決しなければほとんど無意味です。大浦湾を見て明らかなおと、辺野古崎よりも大浦湾そのものは赤土でサンゴが死滅しているのです。そういったことをしっかり行政で取り組まなくて埋め立てがどうのと言いますが、これまで埋め立てをした実績は沖縄県が日本で一番多いのです。まさにサンゴが死滅するから埋め立てがだめという論理ではなくて、やるべきことは農地の対策だと思っておりますが、それを農林水産部と連携して行う予定はないですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 県としましては、平成26年に沖縄県赤土等流出防止対策基本計画を策定しており、全庁的に赤土の流出防止に取り組むということで、現在、農林水産部も含めて関係する部局と連携しながら対策を進めているところでございます。

○座波一委員 老朽化した管路の更新の問題が合併後の南城市に残っています。その老朽化した部分を年次的に更新していく計画について、次年度も含めてあるかどうか、お願いします。

○石新実建設計画課長 南城市で佐敷玉城送水管の更新工事を実施しておりまして、計画延長としては14.3キロメートル、事業期間は平成24年度から平成

31年度までの計画で進めているところで、進捗率は96.9%までできております。平成29年度は、南城市内で約2.8キロメートルの送水管の工事を予定しているところです。

○座波一委員 更新してから移譲するということになりますか。

○石新実建設計画課長 更新して管理を移管する予定です。

○座波一委員 次に、工業用水の配水計画ですが、県内市町村からの要望は出ていますか。

○渡嘉敷道夫総務企画課長 現在のところ、市町村からの要望は伺っておりません。

○座波一委員 もし出た場合は、検討に値しますか。

○渡嘉敷道夫総務企画課長 現在、名護市から糸満市まで本管を企業局において配置しておりますが、工業用地などがある場合、そこにどういった規模の企業が立地するのか、あるいは工業用水をどの程度使うのか、また、設備の費用と採算性も勘案しながら考えていくことになると思います。

○座波一委員 南部地域も企業誘致を目指しているような土地利用計画をつくっていますが、市町村負担も含めて工業用水の検討に入ると思いますので、そのときはよろしくお願いします。

○新垣清涼委員長 具志堅透委員。

○具志堅透委員 まずは企業局に1点伺います。私は前に、ヤンバルのおいしい水ありがとう交付金の創設を目指していろいろ取り組みましたが、かなわなくて、そのかわりと言っては何ですが、昨年度から予算がついていると思います。今年度はその状況はどうなっていますか。

○大村敏久企業企画統括監 委員からありましたとおり、平成28年度から水源地域の保全対策事業ということで、企画部と共同して実施しております。今年度は1000万円で、次年度も同じ予算を措置しております。

○具志堅透委員 その事業を実施して地元3村、あるいは1市5村、1町4村の事業効果として、その後の部分は何かありますか。

○大村敏久企業企画統括監 平成28年度は、それぞれの市町村の需要に応じて事務段階からの調整を行い、それぞれの自治体に合った事業を実施して結構効果を上げているということで、次年度も同じような形でいけるものと考えております。

○具志堅透委員 私は、できれば交付金制度を創設して云々というのがベストだと思っておりますが、なかなかハードルが高くて、それができるまでこの

事業は継続するという解釈でいいですか。

○大村敏久企業企画統括監 特に期限を定めているものではありませんので、地元での需要がある間は続けていけるものだと考えております。

○具志堅透委員 ぜひ継続して取り組んでいただきたいと思います。

次に、水道広域化施設整備事業が約14億円という説明があったのですが、これは離島の広域化事業ですか。

○町田優企業局長 沖縄本島周辺の8つの村の広域化事業でございます。

○具志堅透委員 先行して一部離島はスタートするというような話も聞いているのですが、いつまでに完成して、いつから全島一元化という形になる予定ですか。

○稲嶺信男企業技術統括監 沖縄本島周辺の8村をさらに超えた全島という質疑だと思いますが、企業局としましては、県の施策の中で動いているというのが今のスタンスです。その中で将来的な計画を描いているのですが、第1段階として沖縄本島周辺8村について予算要求しております。用水供給については、覚書で平成33年と約束して、なるべく前倒しをしていこうと考えております。

○具志堅透委員 前回の企業局とのやりとりの中で料金も一律化をしたいという話があったと思うのですが、せんだって、本会議の保健医療部長の答弁では料金が違うと。離島はアップになるというような答弁だったのですが、その辺はどうですか。

○町田優企業局長 本会議で保健医療部長が申し上げたのは、離島8村と沖縄県と企業局の間で結んだ覚書について御説明したと思います。その覚書の中に、水道料金は沖縄本島並みに近づけ、住民の負担が軽減されるよう努めるものとするということを書いておりますので、そういう低減の方向で努力しましょうという内容になっております。

○具志堅透委員 わかりました。できるだけスピードアップして取り組んでいただきたいと思います。

次に、環境部に伺いたいと思います。公共関与については地元の理解云々、建設から完成までの説明は、先ほどの委員とのやりとりでわかりましたので、完成後の使用期限は何年を想定していますか。

○松田了環境整備課長 15年を予定しております。

○具志堅透委員 その後の計画もありますか。

○松田了環境整備課長 運用を開始しまして、受け入れ状況と受け入れ時点での廃棄物の発生状況、それから、リサイクルがどの程度進むか、また、地元

名護市と名護市安和区の方々の意向も踏まえまして、今後、運用を開始した後に検討していくことになると思います。

○具志堅透委員 これも本会議の中で廃棄物が減少しているために縮小した云々の話がありましたが、そうではなく一我々、土木環境委員会でも埼玉県の子の国資源循環工場に行ってきたのです。向こうでは非常にリサイクルが進んでいて、最終処分場に持っていくごみはほとんど出さないという決意でやっています。その辺の取り組みはどうなっていますか。逆に15年延命して30年もたせるという話はないのですか。

○松田了環境整備課長 来年度、実施を予定しております離島廃棄物適正処理推進事業の中で、まず離島の廃棄物の適正化とあわせてリサイクル率の向上、それから、一部離島の最終処分場の建設の困難性に鑑みまして、例としてですが、離島の廃棄物を琉球セメント株式会社でセメントの原料として使うというフィージビリティースタディーを実施したいと思っております。環境整備課としましては、引き続きリサイクル率の向上のための研究等を進めていきたいと考えております。

○具志堅透委員 埼玉県の彩の国資源循環工場は皆さん承知していますよね。それをモデルに、そのぐらいの力の入れ方ができないものなのかと思っておりますが、そこまでできなかったとしても近づけるような一今、離島からスタートするという事で、それはそれでいいことではあるのですが、そういったことは考えていないですか。

○大浜浩志環境部長 今、彩の国資源循環工場を土木環境委員会でも視察したということでございます。それから、リサイクルポートといった形で北九州にも集積されているということもございます。実際、名護市安和区からはリサイクルを集積した産業も誘致してほしいという要望も20項目の中に入っております。そういうことも含めて、今後、検討していきたいと考えておりますし、実際に来ることになっても、どうしても地元の了解を得ないといけないことになりますので、地元と十分話をしてこの辺のことをやっていきたいと思っております。

○具志堅透委員 ぜひ、ごみを出さないという形で、循環型社会の構築を目指していただきたいと思いたす。

次に、離島のごみについて、伊平屋村のごみ処理でかなり苦労しているという話を聞いていますが、それはどう解決されたのですか。

○松田了環境整備課長 伊平屋村につきましては、焼却施設と焼却した灰を溶融化する施設を入れておりましたが、溶融化する施設が故障によってとまってしまって、処理できない灰がかなりストックされている状況でございました。それで、私どもにいろいろと相談がございましたので、処理する方法について一緒になって検討しまして、一括交付金を活用して処理するというので、現在、灰の処理が進んでいるかと思えます。

○具志堅透委員 しかし、今後、延々にこういう処理の仕方をするわけではないし、皆さんは離島の広域化調査事業も進めていますので、その中で一体として検討をしていただきたいと思うのですが、どうですか。

○松田了環境整備課長 伊平屋村につきましては、最終処分場を設置していないということもございまして、灰の処理については今後も引き続き課題として残っているかと思えます。平成29年度から実施する事業の中で、灰のリサイクルの広域化、それから、リサイクルについて検討して実施に向けて調査を進めていきたいと思えます。

○具志堅透委員 次に、赤土流出防止の対策について、モニタリング事業を毎年のように行って一私との解釈の違いがあるかもしれませんが、皆さんがモニタリング調査をして、その結果をどう反映しているのかが非常に疑問で、この箇所はこれだけ出ていますと。そして、この箇所の防止対策をどうとっているのかという部分が見えてこないのです。ただモニタリングをして、結果だけを上げて、その結果は蓄積しているだろうと思えますが、具体的に、今、何地区かでいろいろと調査をしていると思えますが、その調査結果をもとに流出防止の対策—そこをとめれば、かなりの量がとまるだろうと思うのです。そこはどのようにしていますか。

○仲宗根一哉環境保全課長 委員のおっしゃるとおり、環境部としては、監視海域ということで76の監視海域を設定しております。毎年22海域プラス6海域で28海域を実施しているのですが、特に平成28年度は中間年度に当たるということで、76海域に拡大して調査を行っております。調査結果につきましては、赤土等流出防止対策協議会の中のワーキングチーム会議や幹事会、今年度はワーキングチーム会議を2回、幹事会を1回開いておりますが、そういった中で関係機関に結果を報告するというのと、海域の現状を示すことで、今後の対策に反映させることにしております。特に平成29年度は、平成28年度ま

での結果に基づいて中間評価を行うことにしておりますので、中間評価に際して、現状と今後の対策がどうあるべきかということと、今後さらに対策を進めるための方策について、関係機関と検討をしていくことになると思います。もう一つ、我々は行動計画を策定しております、特に行動計画の中では、宜野座村の南東海域、久米島の南西海域、石垣島の伊原間湾、石垣島の川平湾、石垣島の東南海域の5つの海域を対象海域として、集中的に関係機関で対策をとっていくことにしております。進捗は環境部で管理しており、今年度いっぱいをめどに公表していこうと考えております。そうすることによって、お互いが対策についてよりスピードアップしていこうと、今、公表のための準備を進めているところです。

○具志堅透委員 しっかり頑張ってくださいと思います。遅きに失していると思うのですが、皆さんがとっている対策の中で活動支援事業の予算額、あるいは主な活動内容を見ても、効果としては多少なりともあるだろうと思えますが、抜本的な対策にはなっていないといえますか、その団体をもっとふやすことなどもしないといけないと。それから、先ほど5海域という話でしたが、赤土が海域を赤く染める現象を観光客が見たときにどう思うのか—西海岸の観光地の部分が全く入っていない。今、高速道路を抜けて名護市の名護湾が赤土で染まるのです。海洋博記念公園まで全部です。そこが入っていないのはどういうことですか。

○仲宗根一哉環境保全課長 まず、活動支援事業につきまして、平成26年度は6団体、平成27年度は3団体、平成28年度は4団体、委員のおっしゃるとおり数としてはまだ少ないです。補助金の金額ですが、1団体当たり大体100万円から300万円と、そんなにまだ多くないのです。我々としては、もっと補助金の額や団体をふやしたいということで、特に今、団体について掘り起こしを行っているところです。正直に言って、なかなかやりたいという団体は今のところ多くないのが実情ではありますが、今後も掘り起こしに努めていきたいと考えています。それから、行動計画については現在、5海域ですが、我々としては海域の数をふやしていきたいということで、農林水産部サイドと調整を進めているところです。

○具志堅透委員 これは私もずっと取り上げてきて、各課横断で全庁的にやらないとだめだと訴えてまいりました。その原因として、畑から80%ということで、先ほど座波委員がおっしゃっていたような事業もあるようですから、しっかりと農林水産部に腰を

上げてもらって、ただ農家をいじめるということではなく、しっかりと彼らの作物補償もしながら対策がとれるはずですから、頑張ってください。

次に、先ほど糸洲委員がおっしゃっていた国立自然史博物館についてですが、次年度の予算がないということががっかりで、どういう行動を起こしていくのかと。沖縄21世紀ビジョンの後期計画の中で組み入れるという話をしているのですが、これまでの答弁を聞いても、県内でこういう世論を盛り上げるためにこういうことをしていますなどと言っても、それはそれぞれの市町村の行うシンポジウムに皆さんが乗っかっているだけではないかという部分があるのです。県としてどういう行動をとって、どう国にアピールして県民の世論を盛り上げるのかということが全く見えてこないし、予算もありません。どうしていくのですか。次年度は黙っておくのですか。

○金城賢自然保護課長 先ほど部長からも答弁がありました。国立自然史博物館については、昨年5月に提言が出て、そのときはまだ国立自然史博物館を沖縄にというわけではなく、ことしの2月に国立自然史博物館という名前のついたマスタープランが出ました。そういった形で国立自然史博物館を沖縄にということがあったので、それに合わせて沖縄21世紀ビジョンの計画の改訂の中で対応しているところですが、予算を計上するタイミングがなく一予算はないのですが、当面は全県的な気運を高めるということで、これまでシンポジウムに協力してきましたので、そこについては一緒になって進めながら、あらゆる機会を通じて国等への要請を強力に行っていきたいと思っております。

○具志堅透委員 やりますと言いますが、これも市町村がやるころに乗っかっていくという状況です。それで本当にやる気が見えるのかという思いがあるので、しっかり補正予算でも組んで県主導で進めたい。市町村において、国頭3村は連携で協議会も立ち上げていますので、しっかりと対応をお願いします。そして、翁長知事におかれましては、ぜひ環境部から提案して国への要請をしていただきたいと思っておりますが、部長、どうですか。

○大浜浩志環境部長 本会議の一般質問でも知事答弁させていただきました。あらゆる機会を通じて要請していきたいということでございます。来年度以降もシンポジウムが予定されていると聞いておりますし、我々はこれにも十分かわっております。また、次年度の予算要求も始まりますので、知事と一緒に取り組んでいきたいと考えております。

○具志堅透委員 その一本を持ってしっかりと国へ要請することが必要だと思いますので、ぜひお願いします。

それから、国立公園が決定して非常に嬉しいことではあるのですが、前に謝名堂参事が課長のところに議論したのですが、大宜味村から出ている遊歩道の整備に関して、国立公園に指定されたら一発で比較的云々という話がありましたが、その部分は進んでいますか。

○金城賢自然保護課長 やんばる国立公園については、昨年9月に指定されまして、それまで海岸国立公園の2種だったところが国立公園の2種になりました。国立公園における遊歩道や施設の整備については、許可をとって整備する場合と、利用施設ということで国が認定をする場合があります。これについては、環境省と県と大宜味村で3回ほど検討、調整をしております。ただし、大宜味村の中では遊歩道を含めて塩屋湾全体の計画をしていて、その具体性がまだ見えないということもあって、環境省としてもそれを聞いた上で整備ができるかどうかをさらに検討したいということがありますので、今、大宜味村の検討状況を待っているところでございます。

○具志堅透委員 大宜味村は小さな村なので、ぜひ皆さんも大宜味村の意見を引き出しながら一緒になってつくっていくという体制をとっていただきたいと思っておりますが、どうですか。

○金城賢自然保護課長 塩屋湾は国立公園の入り口でございまして、訪れる人も最初にそこを訪れますので、施設の整備についてはしっかり村の意向も踏まえて、国とも調整しながら、実現に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○具志堅透委員 次に、緑化推進費について、全国育樹祭開催の準備のための予算アップだろーと思っておりますが、この辺は準備万端ですか。

○崎洋一環境再生課長 全国育樹祭につきましては、継続して森を守り育てることの大切さを普及啓発することを目的として、皇族殿下をお招きし、お手入れ行事や式典行事などを行う国民的な緑化行事でございます。平成31年度の全国育樹祭開催に向け、平成29年度に全国育樹祭準備室を設けます。そこで開催準備の協議会を運営し、基本計画を策定します。平成30年の秋ごろから1年をかけて植樹や育樹のイベントなどを開催し、県民の緑化意識の向上を図ってまいります。御質疑のありました準備室の人員についても内示をいただき、4名体制であります。

○具志堅透委員 しっかり頑張っていて取り組んでいた

だきたいと思います。

最後に、ジュゴンの保護対策事業ですが、これは辺野古阻止のための事業ですか。何年継続するのですか。

○金城賢自然保護課長 ジュゴン保護対策事業について御説明いたします。ジュゴンについては、環境省などが調査しておりますが、まだまだ生態が不明な点が多いです。そこで、県では平成28年度から2年間、沖縄周辺海域においてジュゴンの生息状況調査を実施するという事です。具体的な調査について、平成28年度はこれまでの目撃情報調査や既存資料の整理、海草藻場の分布図の作成などを行い、専門家からなる検討委員会の意見を踏まえて、ジュゴンの生息場所等を選定しております。来年度につきましては、今年度まとめました選定調査の方法等を踏まえて、生息状況の調査、餌場となる藻場、特性の整理、ジュゴンの保護に関する方策の検討を行うということで、沖縄島本島を含めてジュゴンが少ないということがありまして、ジュゴンの保護についてのあり方を検討する事業でございます。

○具志堅透委員 知事の辺野古阻止の政策的な予算かと思ったのですが—先ほどの答弁では、平成28年3月から調査がストップしているということですが、なぜストップしているものを新年度で実施するのですか。

○金城賢自然保護課長 調査がストップしているのは沖縄防衛局の調査で、これは辺野古とは関係なく、県として、ジュゴンの生態が不明であるということとジュゴンが非常に希少だということがありまして、まず沖縄本島近海にいるジュゴンの生態と保護対策について検討したいということで、平成28年度から始めた事業でございます。

○具志堅透委員 これは決して大浦湾だけではなく、全県的な調査をして、先ほどの答弁の中でも古宇利島で何頭かということもありますし、そういうことも含めて、しっかり調査をして対策していただきたいと思います。

○新垣清涼委員長 翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 まず、企業局に質疑させていただきます。本来であれば、辺野古に対する裁判等の結果について、私は一番あなたに質疑をしたいのですが、職責上、答えてくれないだろうと思って質疑ができないのですが、答える意思があれば質疑いたします。

○町田優企業局長 現在の職責上は、お答えすることを控えたいと思います。

○翁長政俊委員 そう答えるだろうと思っていましたので—企業局の水道事業、工業用水道事業を含めて、この5年間の収支バランスはどういう状況になっていますか。

○渡嘉敷道夫総務企画課長 全ての数字を読み上げることは難しいのですが、過去5年間におきましては水道事業、工業用水道事業ともに黒字で推移しておりまして、水道事業におきましては、純損益が約4億円から約8億円という形で推移しております。

○翁長政俊委員 利益処分については、どのように行っているのですか。

○渡嘉敷道夫総務企画課長 水道につきましては、減債積立金への積み立てを行っております。

○翁長政俊委員 運用利益はかなり出ているのですか。

○上原淳経理課長 一例を申しますと、平成28年度の見込み額として定期預金の利息が1287万円、外貨預金の利息が154万円、合計で1441万円の見込みとなっております。

○翁長政俊委員 預金のみではなく、その他の証券を含めて運用実績はありますか。

○上原淳経理課長 その他につきましても、地方債の購入として利息がございます。例えば、平成28年度は約100万円の見込みでございます。

○翁長政俊委員 地方債はどれぐらいのボリュームで運用を行っているのですか。

○上原淳経理課長 平成27年度の実績でございますが、投資有価証券として約6億円の運用をしております。

○翁長政俊委員 それから、給水原価及び給水単価の質疑をしたいのですが、水道と工業用水はどういう内容になっていますか。

○渡嘉敷道夫総務企画課長 平成27年度の決算でございますが、供給単価が102円24銭、給水原価が98円11銭となっております。それから、工業用水でございますが、平成27年の給水原価が50円88銭、供給単価が45円40銭となっております。

○翁長政俊委員 余り理解できないのですが、供給単価と給水原価の開きがあるのはなぜですか。

○渡嘉敷道夫総務企画課長 供給単価というのは、いわゆる水道料金で、収入のほうでございます。給水原価というのは、水を1立方メートルつくるのにどれぐらいの費用がかかったかというコストのことでございます。

○翁長政俊委員 水道料金は各市町村でばらばらすよね。皆さんが売却する単価は全て一律で、市町

村の給水単価を押しなべて平均化することはできませんか。

○渡嘉敷道夫総務企画課長 企業局からの売却の料金としましては、各市町村一律でございます。そこから先は市町村が各家庭に給水をするわけですが、それぞれの市町村において持っている設備や配管の距離、人口の密度等にもよりますので、それから先は各市町村において決めているという状況でございます。

○翁長政俊委員 これは地方公営企業法によって県民格差が生まれえないような形で一地方自治体それぞれの財政事情や設備の事情もよく理解しておりますが、皆さん方が黒字で上げるもので、これを少なからず埋めていくという作業はできないのですか。

○渡嘉敷道夫総務企画課長 水道法の中で県と市町村の役割が分かれておりまして、我々は水道水を卸す側の事業を行っております。そこから先は全く別の事業体としてそれぞれの水道事業がございますので、企業局でコントロールすることはできないことになっております。

○翁長政俊委員 わかりました。多分、厳しいことだろうとは思っていましたが一工業用水については、今、96社に給水しているのですか。

○渡嘉敷道夫総務企画課長 平成27年度末は96事業所で、平成28年度末は99社となっております。

○翁長政俊委員 工業用水を供給するに当たって、皆さん方は商工労働部あたりと十分詰めた中で、沖縄の産業育成、製造業を含めて一工業用水というのは、製造業などの部分がよく使いますので、その目標値を定めた整備計画のようなものは立てられているのですか。

○渡嘉敷道夫総務企画課長 現在の工業用水を設備したときには、将来の企業誘致等も勘案しまして、1日当たり10万立方メートルの施設で整備をしたところでございますが、その後、想定したほど企業の誘致が進まなかったこともありまして、平成16年に日量10万トンから3万トンに落としまして、残りは水道に移したという経緯がございます。今は日量3万トンの能力なのですが、そこまでも至っていない状況でございます。

○翁長政俊委員 これを見ても、日量10万トンの需要見込みをつくって皆さん方がやってみて、それが現実問題として沖縄の産業構造上3万トンに満たない需要しか生まれなかった。今、県が定めているアジアに向けた経済振興を含めて産業界で何が起きているかという、アジアに向けて大交易時代をつく

ろうということで、知事の号令のもとに輸出産業を徹底してふやしていこうという動きになっているわけです。それは、工業用水の推移から見ても、現実的に数字としてきちんとあらわれて産業化が進んでいないというのが、この数字の裏づけだろうと。私自身、そこに危機感を感じています。これは企業局の皆さんに言っても仕方ない話ですが、工業用水を配備するに当たって、需要予測、目標をしっかりとつくって整備していくことが大事だろうと思っておりますので、さらに売り上げを上げていく努力は公営企業としてはしていけないといけないだろうと思っておりますので、そこはさらに努力をして需要がもっと伸びるようにしていただきたいと思っております。

それから、非常時の対策マニュアルはでき上がっていますか。

○仲村豊配水管理課長 企業局では危機管理マニュアルということで、管路事故や水質事故、地震などといったもろもろのマニュアルをつくっております。今、大規模地震、津波に備えるための事業継続計画を策定中でございます。

○翁長政俊委員 今、策定中なのですか。内容について、どのようなことを計画しているのか教えてもらえませんか。

○仲村豊配水管理課長 従来から地震対応マニュアルなどはつくっていましたが、近年、どれぐらいの災害が想定されるのか、災害が発生した場合のリソースとして、例えば、修繕をする人や物がどれぐらい不足するのか、どういった業務を最優先すべきなのか、そういったもろもろのことを想定して早急に復旧するための事業継続計画をつくるよう国の指導もありますので、それに沿って我々は策定を進めているということでございます。

○翁長政俊委員 大規模災害になると、ライフラインである水と電気というのは最大のバックアップ体制でやらないといけない課題になっていまして、東日本大震災においても、まさにその部分が問われた部分だったのです。湧水対策については、今は皆さん方のマニュアルの中に全く入っていないのですか。

○仲村豊配水管理課長 我々は今まで何度も湧水を経験してきておりますので、その行動計画はありますし、県内の総合的な湧水対策を行っているのが沖縄総合事務局の沖縄湧水対策連絡協議会でございまして、その中で湧水が起きた場合の行動計画が定められております。

○翁長政俊委員 県独自のものはないのですか。

○仲村豊配水管理課長 我々は水を配る側の対策も

あるのですが、県としてもどのような節水対策を行うとか、そういった計画があります。

○翁長政俊委員 どのような内容ですか。

○仲村豊配水管理課長 例えば、初期段階では官公庁や公的機関でどういった節水対策をするとか、また、どんどん厳しくなっていったら、プールの制限などを呼びかけていきたいと思いますとか、そういったこととございます。

○翁長政俊委員 遠い昔の渇水対策の話のように聞こえますね。私はこういったことが起き得るのではないかと心配しているのです。

次に、先ほどから出ている離島の廃棄物について、特に小規模離島等ではほとんどが処分場を持っていますが、問題は産業廃棄物に当たる廃棄物の処分施設がほぼゼロなのです。これはどのように対応しているのですか。

○松田了環境整備課長 宮古島市、石垣市につきましては小規模の焼却施設等がございますが、そういったところで焼却をする場合もございますが、ごく小規模の離島につきましては、そういった施設もございませんので、沖縄本島まで運んで燃やすということが行われていると聞いております。

○翁長政俊委員 これは小規模離島の財政負担になっていませんか。何らかの形で皆さんのほうで支援策や具体的な補助策のようなものはつくられていないのですか。

○松田了環境整備課長 現時点で県独自の補助制度はございません。しかしながら、例えば廃自動車については、輸送コストの9割を負担するという国全体の制度がございます。

○翁長政俊委員 有価物についてはそういう対策が可能でしょうが、それ以外の産業廃棄物が出ているはずなのです。ですから、これをどう処理していくか、小規模離島は大変悩んでいると思います。財政規模が小さいですから、そこにしっかりと支援する対策を具体的につくっていかないと、島の活性化を含めてなかなかうまくいかないと思います。部長、何か具体的な対策はないのですか。

○大浜浩志環境部長 昨年来、土木環境委員会でも離島ごみについていろいろと質疑がなされております。宮古島市や石垣市では処理業者も少しずつ成り立つというところもあるのですが、本当に小規模な周辺離島においては、なかなかわりととして厳しいところもありまして、どうしてもフェリーなりで持ってくる。場合によっては、島内に仮置きしているのが実情かと。我々は昨年の夏ごろから各離島を

回って、そういう実情がわかってきましたので、来年度、新たに離島廃棄物適正処理推進事業という形で、どういうものが出てきて、どういうことに困っているのか。当然、処理業者がいるところでは、そこできちんと処理できるのですが、処理できないものはどう運んだらいいのかとか、そこにどのような財政支援をできるかどうかも含めて、この事業でしっかり調査をして対策を講じていきたいと考えております。

○翁長政俊委員 私どもが小規模離島の首長あたりと話をすると、これが切実な問題で、多分皆さんのところにもいろいろ訴えていると思うのですが、しっかり受け取っていないのですか。

○大浜浩志環境部長 正式な要請は受けていなかったものですから、私も実際に行って首長ともお会いし、その中でいろいろ話が出てきておりますので、それを今は整理している段階です。それを踏まえて、今回、この事業を起こしておりますので、その事業の中でしっかり対策を講じていきたいと考えております。

○翁長政俊委員 沖縄県全体では、ごみはどのくらい出ているのですか。

○松田了環境整備課長 概数ですが、畜産から出るふん尿を除きまして、おおむね180万トン程度出ていると思います。

○翁長政俊委員 180万トン—全体で出ているのはこんなものですか。

○松田了環境整備課長 県が調べた結果ですと、動物のふん尿も含めまして、平成25年度のデータでは355万7000トンとなっております。動物のふん尿を除きますと約215万トンとなっております。

○翁長政俊委員 このうち、リサイクル処理されているのはどのくらいありますか。

○松田了環境整備課長 リサイクル率は約半分となっております。

○翁長政俊委員 処理の分別の仕方ですが、中間処理して再利用されている分、直接最終処分されている分のデータはありますか。

○松田了環境整備課長 平成25年度のデータにつきましては、動物のふん尿を除きまして約215万トン発生しており、そのうち33万3000トン、約15%が直接有価物として取り扱われております。そのうち174万トン、95%が中間処理されておりまして、2万6000トンが直接最終処分で、173万9000トンの中間処理のうち約90万トンが再生利用されており、減容化も含めまして、最終的に3万4000トンが最終処分されてい

る状況になっております。

○翁長政俊委員 今、言ったものはパーセンテージとしてはどうなりますか。

○松田了環境整備課長 発生量が約216万トン、100%、そのうち直接有価物として取り扱われる量が33万3000トン、15.4%、それを除いた182万6000トン、84.6%が廃棄物として処理されます。その廃棄物として出たうちの5万9000トンが直接再利用されます。そして、173万9000トンが中間処理—これは焼却あるいは脱水です。

○翁長政俊委員 いずれにしろ、リサイクル率を高めていくという作業が必要ですね。リサイクル率を高めていく方策として、今後、具体的に皆さん方が取り組もうとしている新たなチャレンジはありますか。

○松田了環境整備課長 今、50%程度のリサイクル率が上がっている大きな要因は、土木建築部あるいは企業局が行っております汚泥の再利用、それから、土木建築部が行っております建設廃棄物のリサイクルで、今、建築廃棄物のリサイクル率は約98%程度に達しております。汚泥につきましては、ほぼ100%になっております。残りの最終処分されているものが6万トン程度ございますので、その6万トン程度残っている最終処分される廃棄物をリサイクルしていくというのが今後のターゲットになるかと思えます。

○翁長政俊委員 リサイクルをして、再資源化して、特に県が発注する公共事業を含めて、県が調達する部分に、環境部としてしっかりコミットしていく必要があるのではないかと思います。これを行わない限り、なかなかそれが高まっていかないだろうと思っておりますが、ここはどう考えていますか。

○大浜浩志環境部長 委員のおっしゃるとおり、公共事業で使用するのは非常に大口でございまして、今、土木建築部では、ゆいくる材という形で98%ぐらいはリサイクルしているということです。一番大きいのはコンクリートで、やはり重いものですから、それについてはほぼ100%リサイクルしている状況でございまして。そういうことで、県の公共事業ではきちんと使われるように特記仕様書にリサイクル率を書くという作業を進めておまして、この辺は土木建築部ともしっかり連携をしておりますので、もう少し市町村にも協力してもらおうところを考えていきたいと思っております。

○翁長政俊委員 県が特記仕様書に書いたとしても、市町村がそれを拾っていくという指導が必要になっ

てまいりますので、そこは県が指導しながら、リサイクルが循環型社会をつくるという意味においても重要なキーを握りますので頑張ってくださいと思います。

○新垣清涼委員長 大浜浩志環境部長。

○大浜浩志環境部長 訂正がございまして。先ほど、座喜味委員に対する答弁で、第三者委員会については知事公室が取り仕切っていると申しましたが、正しくは総務部の行政管理課でしたので、訂正しておわびしたいと思います。

○新垣清涼委員長 以上で、環境部長及び企業局長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、予算調査報告書記載内容等について御協議をお願いいたします。

まず初めに、要調査事項を提起しようとする委員から改めて、提起する理由の御説明をお願いいたします。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 土木建築部が辺野古埋立事業の審査をした項目が取り消しに足るものだったのかについて、土木建築部長に質疑をいたしました。答弁を聞いてみても、土木建築部が行わなくてはいけない審査項目に沿った審査が行われていない。きょうの環境部の質疑においては、環境部に意見を聴取し、それが第三者委員会で土木建築部とどういう協議がなされたのかが判然としない中での取り消しに至ったと私は認定しておりますので、ぜひそこを再度、要調査事項として上げて議論をさせていただきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 以上で、要調査事項を提起しようとする委員の説明は終わりました。

次に、予算特別委員会における調査の必要性及び整理等について、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、要調査事項について協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

要調査事項につきましては、休憩中に御協議いたしましたとお報告することといたします。

次に、要調査事項として報告することについて反対の意見がありましたら、挙手の上、御発言をお願い

いたします。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 要調査事項に出されている件に関しては、土木環境委員会の審議の中で十分尽くされたということで、反対を表明したいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに意見はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 意見なしと認めます。

以上で、要調査事項として報告することへの反対意見の表明を終結いたします。

次に、特記事項について御提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

(「提案なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 提案なしと認めます。

以上で、特記事項の提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における質疑・答弁の主な内容を
含む予算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、3月21日 火曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員 長 新 垣 清 涼